

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10時03分
閉会時間 午後 4時59分

日時 令和元年11月7日(木)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 山田 七穂
委員 望月 勝 河西 敏郎 久保田 松幸 杉山 肇
猪股 尚彦 宮本 秀憲 流石 恭史 大久保 俊雄
杉原 清仁 白井 友基 古屋 雅夫 小越 智子
望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 鈴木 康之 総務部理事 秋元 達也
総務部次長 渡邊 雅人 総務部次長(人事課長事務取扱) 村松 稔
職員厚生課長 古屋 友広 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人
市町村課長 村松 茂樹 情報政策課長 若尾 誠

福祉保健部長 小島 良一
福祉保健部次長 小野 眞奈美 福祉保健部次長 成島 春仁
保健福祉部参事(健康増進課長事務取扱) 下川 和夫
福祉保健総務課長 斉藤 毅 健康長寿推進課長 斉藤 由美
国保援護課長 土屋 淳 障害福祉課長 小澤 清孝
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩

監査委員事務局長 中山 吉幸 監査委員事務局次長 佐野 俊一

労働委員会事務局長 上野 直樹 労働委員会事務局次長 佐久間 浩之

議会事務局次長(総務課長事務取扱) 高野 雄司

知事政策補佐官 藤巻 美文
総合政策部長 渡邊 和彦 総合政策部理事 森田 貴夫
総合政策部次長 高野 和摩
総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 長田 公
政策企画課長 染谷 光一 広聴広報課長 内藤 卓也
地域創生・人口対策課長 津田 裕美 外国人材受入支援課 高橋 直人

オリンピック・パラリンピック推進局長 赤岡 重人
オリンピック・パラリンピック推進局理事 塩野 開
オリンピック・パラリンピック推進課長 草間 聖一

県民生活部長 弦間 正仁 県民生活部理事 三井 薫
県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 小田切 春美
県民生活部主幹 伴野 直明 統計調査課長 三井 徹也
消費生活安全課長 塚原 理宏 生涯学習文化課長 酒井 明美
世界遺産富士山課長 土屋 隆 私学・科学振興課長 井上 泰子

リニア交通局長 三井 孝夫 リニア交通局リニア推進監 望月 一良
リニア交通局次長 深澤 宏幸 リニア交通局次長 大野 健
リニア交通局技監 小田切 浩 リニア推進課長 石寺 淳一
交通政策課長 三井 一

防災局長 井出 仁 防災局次長 小澤 浩
防災危機管理課長 細田 孝 消防保安課長 若尾 哲夫

子育て支援局長 依田 誠二 子育て支援局次長 小野 眞奈美
子育て政策課長 下條 勝 子ども福祉課長 土屋 嘉仁

森林環境部長 丹澤 尚人
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 金子 景一
森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 増田 義昭
森林環境総務課長 前島 斉 大気水質保全課長 渡辺 延春
環境整備課長 河西 博志 みどり自然課長 関 尚史
林業振興課長 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀
治山林道課長 山田 秋津

観光部長 仲田 道弘
観光企画課長 落合 直樹 観光プロモーション課長 瀧本 勝彦
観光資源課長 三井 博志 国際観光交流課長 小泉 嘉透

教育長 市川 満 教育次長 斉木 邦彦
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 小田切 三男
学力向上対策監 初鹿野 仁 福利給与課長 小尾 一仁
学校施設課長 後藤 宏 義務教育課長 中込 司
高校教育課長 廣瀬 浩次 高校改革・特別支援教育課長 本田 晴彦
社会教育課長 保坂 哲也 スポーツ健康課長 丸山 正雄
学術文化財課長 村松 久

人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 藤原 鉄也

出納局次長（会計課長事務取扱） 平塚 幸美

議題 認第1号 平成30年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成30年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は審査日程表に従い、総務部、福祉保健部、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局関係、総合政策部、オリンピック・パラリンピック推進局、県民生活部、リニア交通局、防災局及び子育て支援局関係、森林環境部、観光部、教育委員会及び人事委員会事務局関係の順に行うこととし、意見書の提出があった委員のみ、自民党誠心会、リベラルやまなし、日本共産党、チームやまなしの順に、意見書に記載のある内容について質疑または意見を行うこと、また、発言は一問一答形式により、事業名等を明確にした上で質疑または意見を行うことが了承された。

次に、認第1号議案について、午前10時05分から午前11時20分まで総務部、福祉保健部、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局関係、午後1時から午後3時07分（途中、午後2時31分から2時35分まで休憩をとった）からまで総合政策部、オリンピック・パラリンピック推進局、県民生活部、リニア交通局、防災局及び子育て支援局関係、午後3時15分から午後4時59分まで森林環境部、観光部、教育委員会及び人事委員会事務局関係の総括審査を行った。

質疑 総務部、福祉保健部、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局関係

（県債について）

望月（勝）委員 県債についてお伺いいたします。

まず、県債残高の削減について伺います。

私は道路や学校など、その便益が将来に及ぶ投資について、将来世代と負担を分かち合うという意味で、県債の発行は必要なものと考えており、一概に借金イコール悪とは思っておりません。しかし、歳入歳出決算審査意見書4ページのグラフを見てもわかるとおり、本県の県債残高は平成25年度まで増加の一途をたどってきました。この中には、国の地方財政対策により、発行せざるを得ない臨時財政対策債が含まれていることは承知していますが、県債残高が1兆円というのはショッキングな数字であります。ただ、その後残高は減少に転じ、平成30年度末には9,474億円という水準となっております。

県では、総合計画において臨時財政対策債を除く県債等残高を削減することを目標に掲げ、着実にその削減を図ってきたものと承知していますが、これまでどのような取り組みを行ってきたか、伺います。

宮崎財政課長 委員御指摘のとおり、財政規模に占める県債残高の割合が非常に大きいということを抑えまして、県では、現総合計画におきまして、臨時財政対策債を除く県債について、5年間で750億円を削減するという目標を掲げてございます。

このため、具体的には、過去に発行いたしました県債について、確実に償還をしていく、これは当然のことといたしまして、予算編成段階におきまして、歳出の重点化を行い、新規の県債の発行を極力抑制する。また決算段階におきまして、資金手当債の発行をなるべく回避する。そういった取り組みを行ってまいりました。

そういった取り組みの結果といたしまして、平成30年度末の臨時財政対策債を除く県債等残高につきましては、755億円の削減になりまして、目標以上の

削減を達成することができたと考えてございます。

望月（勝）委員 財政課長の説明で、平成30年度末には755億円という大きな削減をしたという御努力を、やっぱり認めていかなければならないと思うし、またこの削減した金額を有効に活用してもらいたいということで、お願いしておきます。

次に、県債の発行抑制の取り組みなどにより、目標以上の成果が図られているということはわかりましたが、一方で私は先月の台風19号の災害のように、近年の広域化、激甚化する災害を目の当たりに見るたびに、自然災害の恐ろしさを実感するとともに、県民の生命、財産を守る事業については、ためらうことなく実施すべきと思いを強くしております。

こうした県民の生命、財産を守る防災・減災対策や、公共施設の老朽化対策などは待ったなしであり、今後もしっかりと取り組む必要があると考えます。

そこで今後こうした事業を積極的に実施していった場合、県債残高はどのようになると見通しているのか、伺います。

宮崎財政課長 委員御指摘のとおり、県民の生命とか財産とか、こういったことを守る事業については、極めて優先度が高い取り組みだと考えてございます。国におきましても、国土強靱化、あるいは防災・減災、公共施設の老朽化対応、こういった事業につきましても、時限的に有利な県債の制度を設けまして、地方公共団体の取り組みの推進を求めているところでございます。

これを受けまして、本県におきましても、知事就任後の6月補正予算におきまして、こういった制度を積極的に活用して予算を計上したという経緯がございます。

また、これに加えまして、今年度におきましては、峡南地域の新設校の整備など、学校関係の施設整備も集中した年で、こういった影響もございまして、現段階では予算ベースのお話になりますが、臨時財政対策債を除く県債等残高については、増加に転じる見込みでございます。

ただ、今後につきましても、執行段階で経費の節減あるいは資金手当債の発行抑制に努めるとともに、有利な財源の活用による県債の発行に努め、県債に伴う県負担を、しっかりコントロールしながら進めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 今の説明で、今回、特に来年4月には、峡南地域の新設校の開設ということで、非常に事業的にもお金がかかっているのではないかと思いますけれど、この有効な財源の活用というものを、これからは財源が厳しい状況になると思いますが、これは市町村も同じだと思いますが、そうした中で、有利な財源を大いに使ってもらおう。また、国からの財源を有効に取り入れていただきたいということをお願いしておきます。

特に、やはり災害等におけるものは、もう待ったなしで、県民の生命、また不安を解消するためのものでありますから、ぜひともその辺も躊躇しないでお願いしたいと思います。

次に、財政当局も現段階の予算ベースでは、臨時財政対策債を除く県債等残高が増加に転じると見込んでいること、また、できる限り有効な起債を活用していくことはわかりましたが、私は財政健全化を錦の御旗として県債等残高が増加に転じることを恐れて、先に述べた県民の生命を守る防災・減災対策などの課題を先送りすべきではないと思います。まず最優先に考えなければいけないのは、県民の生活だと考えています。

一方で、県政を推進していく上で、健全で持続可能な財政運営を行うことは大前提であり、県負担の抑制と県民生活に必要な事業の実施を両立させていくこと

が、まさに腕の見せどころではないかと考えますが、今後どのような取り組みを行っていくのか、伺います。

宮崎財政課長 委員御指摘のとおり、県負担を抑制しながら、県民生活にとって必要な事業費をいかに確保していくかということは、極めて重要な課題であると考えてございます。まずは県負担の抑制という観点から、国の補助金あるいは先ほど答弁いたしました有利な県債の活用ということを念頭に置きながら、少ない県負担をもとに大きな事業費を確保していく、知事の言葉をかりれば、レバレッジのきいた予算編成を目指していくと、こういう方針だろうと考えてございます。

御指摘のあった県債等残高につきましても、一律に臨時財政対策債のみを除いた県債残高総額での評価、こういうことのみならず、交付税措置の有無、あるいは交付税措置のその措置率、こういったものも考慮に入れながら、県債についてコントロールしていくことが必要ではないかと考えておりまして、極力交付税措置のない資金手当債の発行を抑制し、必要な事業費については、有利な県債を積極的に活用していく、こういう方向が必要ではないかと考えてございます。

こうしたことから、新しい総合計画におきましては、県債等残高から交付税措置分を除いた実質的な県負担を伴うような県債残高部分、こちらをいかにコントロールするかということに力点を置いた財政目標を掲げたいと考えてございまして、その新たな総合計画に位置づける、また来年度の当初予算編成方針にもしっかりと位置づけをした上で、県負担の抑制と事業費の確保、こういったものを両立していくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 今回の財政課長の説明をいただきまして、その中で県政の有効な財源を活用して、交付税措置もできる限りそうしたもので賄うということの中で、県民の生命、また安全・安心を保っていただきたい。そのような中で財源を有効に活用して、これからもまた令和元年度、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（県民情報センターの運営状況について）

杉山委員 説明資料の総の7ページ、県民情報センター運営費について、幾つかお伺いをさせていただきたいと思ひます。

御案内のように、県民情報センターは県政に関する各種情報提供や庁舎案内等、また県政と県民あるいは県庁と県民をつなぐ上で、大変重要な役割を担っていると承知をしております。

そこでまず、決算額1,083万9,000円の内容についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

石原行政経営管理課長 県民情報センターにおきましては、行政文書の開示請求に関する受付業務ですとか、行政資料の閲覧・貸出業務、また県庁本館での庁舎案内など、県政全般に係る業務を担当しております。

加えまして、平成26年度から甲府市の中心市街地のにぎわいを創出するために、センター内に県議会議事堂ですとか県庁舎等の見学に係る受付窓口を設置いたしまして、見学者の受け入れに関する業務も担っているところでございます。

県民情報センターの運営費につきましては、業務を遂行するための非常勤嘱託職員5名の人件費を初めとしまして、県庁舎等の見学の際に記念品として配付するクリアファイルの購入費ですとか、資料管理のためのパソコンのリースに要する経費等を執行しているところでございます。

杉山委員 今回の答弁の中にもありましたけれども、県民情報センターは県庁舎等の見学の

受付窓口としても役割を果たしているということでございますが、以前、私がこの県庁に来たときに、多くの小学生が見学に来ていて、挨拶をされて大変爽やかな気分になったことを思い出しているんですけども、このような小学生を含め、平成30年度の見学者数とこれまでの実績はどのような状況なのか、お伺いをいたします。

石原行政経営管理課長 平成30年度における見学者の実績でございますが、全体で225団体5,745名でございます。内訳は小学校44校1,868名、中学校42校1,221名、その他高等学校ですとか専門学校、各種団体等の一般につきましては139団体2,656名となっております。

平成29年度につきましては、全体で186団体5,017名、平成28年度は227団体5,760名でありまして、ここ数年5,000人台で推移しているところでございます。

見学者の受け入れを始めました平成26年度から平成30年度までの総数につきましては1,130団体2万7,866名となっております。

杉山委員

本当に多くの方が見学等に来られているという話でありましたけれども、この県庁舎等の見学を通して、そういった多くの方が来庁していただくということは、中心市街地のにぎわいを創出するという意味からも、大変有意義であると考えます。

そしてまた、今お話にありましたように、小中学生だとか高校生だとか、そういった若い人たちがこの庁舎を見学する、あるいはこの県議会の議事堂を見学するということは、その子供たちにとっても大変有意義なことだと思います。

そういった意味からも、そうした見学者の増加を図るために、県ではどのような取り組みを行っているのか、最後にお伺いをいたします。

石原行政経営管理課長 見学者の増加に向けましては、県のホームページで掲載することはもとより、各種見学施設のリーフレットの配付など、広く周知に努めているところでございます。

ホームページにつきましては、平成29年度から見学時の写真ですとか、見学者の感想を掲載するとともに、平成30年度にはリニューアルを行いまして、各見学施設の紹介ページを、より簡単に閲覧できるようにするなどの工夫を図ったところでございます。

また、特に小中学生の見学機会をふやすために、市町村の教育委員会ですとか、県内の全小中学校へ見学に向けた案内文を送付するとともに、各地区で行われております学校長の会議に職員が直接出向きまして、PRを行っております。

今後も引き続き、市町村教育委員会などと連携しながら、県内小中学校へ積極的に働きかけるなど、さらなる見学者増加に努めてまいりたいと考えております。

杉山委員

いずれにしても、子供たちを含めた多くの県民が、この庁舎に来ていただいて、県行政がどういう仕事をしているのか、本当に身近な行政を担っているわけがありますので、そういったことを多くの県民に知っていただく、そういう意味では大変重要なところだと思いますので、これからも引き続き多くの県民に来ていただいて、この県の行政、仕事がどういうものなのかということも含めて来ていただく、そんなことにぜひ努めていただきたいと思います。

(農業と福祉が連携した障害者就労の促進について)

大久保委員

それでは、私は農業と福祉が連携した障害者就労の促進、農福連携の具体的な取

り組みについて、主要施策成果説明書97ページでございますが、幾つかお伺いしたいと思えます。

まず1点でございますが、言うまでもなく、我が県は果樹振興と、またそれに基づいたいろいろな施策、そしてまた障害者の自立に向けた就労支援の必要性ということで、農業・観光とか農業・福祉、いろいろな点が線になる、ありとあらゆる産業の振興と、また住みやすさの実現に向けていろいろ取り組まれる中で、平成30年度大きなまた新しい切り口から、このような事業が展開されましたことは、非常に喜ばしいことではございますが、また、この一年を踏まえて、次に本年度、新しい年度に向けて検証をするということが、大きなポイントかなと思う中で、まず1点お伺いしますが、本事業、農業と福祉が連携した障害者就労の促進、予算科目としましては身体障害者福祉費でございますが、当初予算の1,200万円強のうち、事業消化された部分が783万円と、6割強にとどまっております、この部分の予算執行率が低いわけでございますが、その理由と状況はいかがでございますでしょうか。

小澤障害福祉課長 農福連携につきましては、委員お話のとおり、昨年4月に農福連携推進センターを設置いたしまして、施設外就労と申しますが、そのマッチングや農業に積極的に取り組む施設への初期投資の補助に予算計上をしたところでございます。

平成30年度は438万円余の不用額が生じたところでございまして、執行率は64.1%になったところでございます。執行率が低くなった主な要因でございますけれども、施設への初期投資補助といたしまして、予算としましては、9事業所で450万円を見積もったところでございますけれども、実績額では3事業所で69万円余となりまして、380万円を超える執行残が生じたところでございます。

大久保委員

今、説明がございましたが、例えば施設外就労マッチング、そして農業に取り組む施設への初期投資補助ということと、あとは、農福連携セミナーの開催ということで、これは成果説明書に記載されておるわけですが、もう一步踏み込んで、例えば農福連携セミナーの開催について、どのような内容で、今農業に取り組む施設への初期投資補助3件という数字がございましたが、当初想定していた数字と比べて、どのような乖離があったのか、目的が達成され当初を超えたのか、その部分をお聞かせいただけます。

小澤障害福祉課長 まず、農福連携セミナーの内容でございますけれども、こちらにつきましては、農福連携に対しまして、以前から取り組みを進めていただきました、いわゆる先進的な施設の皆様、あるいは福祉に御理解のある農業者の皆様を講師といたしまして、農業者の方、あるいは福祉施設の指導員等を対象に開催をしたところでございます。

あわせまして、その際には平成30年度の取り組みの実績なども御披露させていただきながら、また農福連携の取り組みへの手順等も御説明させていただいて、少しでも障害のある方が農業に携われるような、できるだけハードルが低い環境をつくり出したいということで、わかりやすいセミナーを開催したところでございます。

初期投資の補助でございますけれども、当初予定をしておりましたのが9件450万円、1件当たり50万円を予定しておりました。こちらは補助対象経費の2分の1を補助させていただくということで、50万円を上限としまして事業を組み立てたところでございますが、昨年度は申し出がありましたのが3件で、合計で69万円余になります。

これにつきましては、例えば使い道といたしますと、小型の耕運機の購入費あるいは草刈りなどに使います刈払機の購入、また食品の乾燥機など、農業あるいはその6次産業化に向けた機械備品、あるいは種苗等の購入費に充てていただいたところでございますけれども、まだまだ執行率が低うございますので、マッチング等を通じまして、しっかりと施設の皆様に、この制度につきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

大久保委員

今のお答えで、当初よりも件数が少ないという中で、1件お伺いしますけれども、当然農業従事者は個人の方も多いですし、JAとか上部団体、そしてまた障害をお持ちの方は、組織ですとか団体に属される方が、あまたある中でありますし、当然その市町村ですかね、行政サイドとも、また福祉とこの農業振興、果樹振興ということで、まさに部局横断的にこういった取り組みはどんどんまたふやしていかないとならない中で、周知徹底という意味で、今言ったように個人、団体とか、また私も笛吹市ですけども、まさにこの幾つもの障害者団体から仕事が欲しい、そしてまた桃・ブドウ生産量日本一ということで、そういう部分で、もっと周知しないともったいないということで、行政、そしてまた上部団体、事業者、企業、そしてまた個人の農業従事者等、複合的に問題をはらんでいる中で、どのようなPRがなされ、またどういった課題があるのか、お伺いいたします。

小澤障害福祉課長 PRという形で御質問いただいたわけでございますけれども、まず行政に対しましては、当然市町村が一番身近な窓口でございますので、農業、福祉に限らず、一番身近でございますので、市町村との連携というのは、非常に重要でございます。ですので、県内の市町村につきまして、しっかりと取り組みを周知してきたところでございます。

また、農業団体という形でございますけれども、こちらはJAを中心としまして、さまざまな農業団体ございますが、こちらは私ども福祉保健部と農政部が連携をいたしまして、農政部のほうからもアプローチをしていく中で、この農福連携、新たな取り組みでございますので、こちらの周知に努めてまいったところでございます。

また、福祉施設、団体等でございますが、こちらの周知でございますが、福祉施設につきましては、おおむねこちら一般的にB型事業所といわれている事業所をターゲットとしているんですが、県内に100カ所ございます。こちらに対しまして、私どもの職員が個別に訪問させていただいて、この農業への参入、農福連携の取り組みといったものにつきまして、働きかけを行ってきたところでございまして、こちらのほうは引き続き、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

大久保委員

また、周知徹底についてお話がありましたので、さらに取り組んでいただくということで、私も障害者団体、そしてまた農業従事者の方とも、いろいろとこの問題をヒアリングといたしまししょうか、聞き取りをする中で、当然やはり農業、果樹のお手伝いといいますが、袋かけがあれば、剪定があって、収穫、どの部分を切るのかとかいう部分がありまして、技術の向上と、やはり継続的な事業展開という2つのキーワードが大きな要素かなと思う中で、私が思うには、例えば簡単な農家さんに対するマニュアルとか、いきなり来られても、結局どういう部分を教えなければならないとか、ブドウに関しても、袋かけもどういうふうにするのかとか、簡単なマニュアル、チャートの的なものが必要だと思いますし、また、今言ったように、行政も、ともすれば部局横断的な、例えば福祉の部局は結構積極的だけでも、どこがイニシアチブをとって、福祉所管の部とすり合わせて

いくというのが、ちょっと弱いような、私の地元の市町もそういう部分がありまして、そういった解決策とすれば、今言ったような障害者の所属する組織とか団体に対する、チャート的なマニュアル、そしてまた農家さんに対しても、個人経営の方が多うございますし、いろいろなマニュアルが必要だと思われまじけれども、そういった1年を分析して、今言ったようなことはいかがかと思ひますし、ほかにも何かこういった課題で、継続的にさらにどンドン広がっていく取り組みに関して、御所見ございましたらお伺ひしたいと思ひます。

小澤障害福祉課長 マニュアルというお話がございましたが、マニュアルにつきましては、昨年度1年間の取り組みをまとめまして、今委員お話がございました袋かけであったり、あるいは摘果、摘粒等々、作業別に小分けにしたマニュアルを簡単につくったもので、簡単に理解できるものを作成しまして、年度末のセミナーでも御披露させていただいたところでございます。

ただ、それは1年分に行った作業のマニュアルでございまして、本年度は2年目になって、新たな作業もふえてございますので、そういったものを年々ふやして、いろいろな作業に応じた特徴がある、あるいは気をつけなければならないところがあるといったものをまとめたマニュアルも、また随時更新をさせていただきたいと考えておるところでございます。

もう一点、農福連携についての課題というようなお話でございまして、1年間通じて、進めてきた中におきましては、福祉施設と農業者のマッチングによりまして、関係性が構築されてきたところでございます。ただそれは、成果説明書にございますように、マッチングも27件延べ601人ということで、先ほど申しましたB型事業所が100カ所を今超えてございますので、まだ4分の1程度というところでございますので、まだまだここは広がりを持たせる必要があるんだろうと考えておりますので、同じ作業を継続的にしていただいて、さらにその障害のある方がスキルを磨けるような取り組みを進めていければなと思っておりますし、さらに作業の内容を拡大するといった取り組みも必要であろうと思っております。

もう一つは、それには技術の習得というのも必要だと思ひますので、私ども施設の指導員、また支援員、あるいは施設の利用者の方々を対象にしました果樹や野菜の栽培方法、また草の刈り払い等の刈払機の使用法などの技術講習会も本年度は実施してございまして、それらの技術的な向上に努めてまいりたいと思ひます。

大久保委員 いろいろと前向きな次のステップに向けたお話もお伺ひしました。この山梨県は観光立県、そしてまた果樹立県ということで、根本的な農業従事者の人手不足というのは、これは幾つかの側面から考えなければならない中の大きな一つだということで、ぜひ山梨県は大地の恵み、果樹、そしてワイン、そしてまた花、景観ということで、いろんな側面、また2年目ということになろうかと思ひますし、我々期待するところも多うございますし、また部局横断的に取り組んでいただいて、農観、そして農福といった、いろんな部局横断的な事業展開をさらに飛躍されることを強く希望しまして、質問を閉じさせていただきます。

(ひきこもり対策について)

杉原委員 それでは、説明資料の福8ページ、精神保健福祉センターの運営、成果説明書の99ページ、ひきこもり支援体制の整備について、幾つかお伺ひいたします。まず初めに、ひきこもり相談についてお伺ひいたします。県では、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センター、ひきこもり

相談窓口を設置し、ひきこもりの当事者及びその家族に対する支援を行っているとのことですが、昨年度の具体的な取り組みについて、お伺いいたします。

また、あわせて成果説明書によりますと、昨年度の相談件数は421件とのことですが、これまで窓口寄せられた相談には性別、年代別など、どのような傾向が見られるのか、あわせてお伺いいたします。

小澤障害福祉課長 ひきこもり地域支援センター、ひきこもり相談窓口では、昨年度、電話、来所等によります相談支援のほか、ひきこもり当事者を対象としました技能生活訓練、また家族教室の実施をしたところでございます。

あわせまして、市町村職員や地域支援者を対象といたしましたひきこもり当事者の理解促進を図るための基礎研修、支援手法の普及定着を図るための応用研修をそれぞれ実施したところでございます。

委員のお話にありましたが、ひきこもり相談窓口寄せられた相談件数は、昨年度延べ421件でございますけれども、実人数は98件ということでございまして、相談の傾向でございますけれども、ひきこもり当事者の性別は男性が約7割を占めているところでございます。

また、年代別では10代から30代が66%、約7割でございまして、40代以上が31%、約3割ということになっております。

また、相談の主な内容といたしますと、当事者への対応に関するものが全体の36%を占めてございまして、また次に就労、自立に関するものが30%というような状況になっているところでございます。

杉原委員 それでは次に、ひきこもりの関するSNSを利用した相談についてお伺いいたします。

県では、電話や来所により相談を受けているとのことですが、特に若者に限りますと、電話よりもラインやチャットといったSNSを通じた相談のほうが入りやすい、しやすいのではないかと考えておりますけれども、この点について、県では利用するお考えがあるのかどうか、御所見を伺いたいと思います。

小澤障害福祉課長 現在、ひきこもり地域支援センター、あるいは各保健所におきましては、ひきこもりに関します相談に当たりましては、まず御家族を含めました家庭状況を詳細に聞き取った上で、その後の対面相談や自宅訪問につなげていくということが重要であると考えております。

SNSを通じました相談では、このようなことに対応できないことが危惧されるところでございまして、現在、本県では、メールによる相談も受け付けているところではございますが、これはあくまでも相談の入り口というところでございまして、詳細については、やはり電話、または来所によりまして、丁寧に対応していく必要があると考えているところでございます。

杉原委員 それでは次に、ひきこもり支援検討会議についてお伺いいたします。

成果説明書によりますと、昨年度はひきこもり支援検討会議を2回開催したとのことですが、どのような内容について検討されたのか、教えていただければと思います。

小澤障害福祉課長 ひきこもり支援検討会議でございますが、こちらは市町村のほか、相談支援、福祉、保健、教育、就労支援などに関係する計86機関の担当者から成る会議でございます。ひきこもり相談窓口を開設いたしました平成27年度から年2回程度開催しているところでございまして、これらの関係機関との間で緊密な連携体

制を構築するとともに、相談支援体制の検証を含めまして、その時々課題に応じて検討を進めてきたところでございます。

昨年度は2回会議を開催したところでございまして、第1回目は先進的な取り組みを推進している市町村の活動発表と、望ましい支援のあり方を検討するグループワークを行ったところでございます。

第2回目につきましては、ひきこもりサポーターの養成派遣などにつきまして、先行事例の発表、また行政の手法等に関します説明などを行ったところでございます。

杉原委員

続きまして、8050問題についてお伺いいたします。

50代のひきこもり当事者を80代の親が支えるという、いわゆる8050問題というものが最近クローズアップされているところでございますけれども、親の世代の介護と子供のひきこもりの問題が重なってくるかと思われましても、県ではこういった事案に、今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

小澤障害福祉課長 8050問題に関しましては、現在市町村におきましては、介護支援専門員等が家庭訪問をした際に、50代前後のひきこもりの方がいらっしゃる状況を把握する場面があると承知しているところでございます。介護とひきこもり支援の各分野の情報共有が必要であると感じているところでございます。

このため、本年度でございすけれども、ひきこもり支援検討会議を開催いたしまして、市町村の地域包括支援センターの職員にも御参加いただき、介護の現場におけるひきこもりの実情を踏まえて、ひきこもり支援関係者とのグループワークを通じて、包括的な支援のあり方について検討し、課題の共有に努めてまいったところでございます。

このような取り組みを通じまして、今後とも介護の分野とひきこもり支援の分野が緊密に連携を図りまして、それぞれの支援が適切に行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

杉原委員

御説明ありがとうございました。さまざまな取り組みをなされていると承知したところでございます。

しかし、相談にお見えにならない方、相談できない方が、多数いらっしゃると思いますので、そういった見えない方たち、把握し切れない方たちへも、今後より接点を持つような対策を進めていただければという希望を述べまして、私の質問を閉じさせていただきます。

(健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進について)

白井委員

初めに、主要施策成果説明書の104ページの①、健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進について、何点か伺わせていただきたいと思います。

そこに、健やか山梨21とありますが、私も確認をさせていただきますと、この計画は県民の皆様が生き生きと健やかに暮らせる社会を実現することを目的に、個人の生活習慣の改善及び社会環境の改善を通じて、生活習慣病の予防を図るとともに、社会生活機能低下の低減や社会参加の機能の増加などを図ることで、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を実現するためのものということであります。

今回、この計画の中間評価を行ったとありますけれども、健康に対する県民の皆様意識向上、実践の促進という観点において、具体的にどのような成果が出たのか、また、健やか山梨21という計画全体の進捗は、どのような状況か、まず伺います。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） ただいま健やか山梨21の中間評価結果につきまして、2点御質問をいただいております。

まず1点目の県民の意識の向上、そして実践の促進の具体的な成果ということでございますけれども、健やか山梨21におきましては、45の目標指標、そしてそれを達成するための80の数値目標を設けておりまして、中間評価におきましては、この数値目標の達成状況等について評価を行わせていただきました。

健康意識の向上、また実践の促進の具体的な成果となります指標としましては、例えば例示でございますが、がん検診の受診率につきましては、いずれのがんの種類におきましても、大幅に向上しておりまして、子宮頸がん以外の4つのがんにおきましては、目標値としておりました受診率50%を達成するなど、県民の健診の受診についての意識の向上が図られているというところが認められております。

また、65歳以上の高齢者の日常生活での歩数につきましても、大幅に増加しておりまして、健康づくりの実践が図られているというところがうかがえます。

さらに、環境の面ですが、がん検診を受けやすい職場づくりを進めますがん予防サポートチームという登録企業の数、また禁煙・分煙施設の認定の数なども増加をしております。企業、事業所等につきましても、健康づくりの意識の向上、実践が図られている状況が認められております。

もう一点、計画全体の進捗状況についてでございますけれども、こちらにつきまして、80の数値目標のうち、既に目標を達成しておりますものが29項目と、全体の約36%を占めております。また、目標達成までには至っておりませんが、そういうものまで含めると約7割の項目で、計画策定時よりも改善が図られているという状況で、おおむね順調に計画が進捗しているものと考えております。

また、全体目標でございます健康寿命の延伸につきましては、平均寿命の伸びを上回って健康寿命が延びておりまして、3年ごとに行われております国の過去3回の調査の平均で、本県は健康寿命が男女とも日本一という喜ばしい結果となっております。

特にいろいろな指標の中で目標達成が高い分野といたしましては、がん、また循環器疾患、心の健康などとなっております。逆に進捗がおくれております分野としまして、脂質異常症とか糖尿病、運動習慣といったものが上げられておりまして、今後こうした分野に計画の終期でございます、例えば令和4年度の目標の達成に向けまして、重点的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

白井委員

がんの検診の受診率なんかも、非常に高くなっているという、これは大変重要なことだと、大切なことだと思いますので、ぜひ計画的に行えるように取り組んでいただければと思っております。

続いてですけれども、今話もありましたが、山梨県の健康寿命、これは全国トップレベルにあるということは、広く知られているところでありまして、現時点で多分平成28年、2016年時点のことだと思いますけれども、男性が73.21歳で1位、女性が76.22歳で3位だったかと思っております。いずれにしても上位の結果が出ているわけですが、これは大変名誉なことだと私は思っております。そこで、県はこの健康寿命が長かった要因分析を行ったということだと思いますけれども、そのことについて、どのような結果が出たのかを伺います。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） ただいま委員おっしゃられましたように、昨年3月に国が平成28年度の都道府県別の健康寿命を公表いたしまして、その際、男性は全国1位、女性は全国3位という状況でございますが、あわせて過去3

回、平成22年、平成25年、平成28年の過去3回の調査の平均では、本県男女とも日本一となっております。こうした状況を受けまして、昨年度にこの健やか山梨21の中間評価を行う際に、あわせて本県の健康寿命が長い要因についても、有識者の皆様からさまざまな御意見を伺う中で分析をし、取りまとめを行わせていただきました。

その結果、本県の健康寿命が長い要因としまして幾つかございますが、まず本県は保健師の数が多くことなどを背景に、非常に地域の特性に合った保健活動が行われておりまして、それによりまして、がんなどの生活習慣病の予防が図られているということが、まずベースとしてございます。

それに加えまして、みずから健康であると自覚している県民が多いということがございます。また、よくマスクミなどでも取り上げていますけれども、無尽というような習慣にも代表されますように、本県は非常に人と人のつながりが密であり強いということ。これがまた地域の、例えば食生活改善推進員でありますとか、愛育会の活動、また老人クラブの活動、非常に地域のいろいろな団体の活動が活発であるということもございます。

また、高齢者の就業率が非常に高くなっておりまして、高齢になっても役割や責任を持って生活している方が多いというようなことが上げられておりまして、こうしたことが、いろいろ相乗効果を果たして、本県の健康寿命が長い要因となっていると考えられております。

臼井委員

地域での独自の取り組みや、あるいは今無尽なんていう話もありました。保健師も数が非常に多かったり、あるいは高齢者の方々の活動が活発ということで、これからも非常に重要な観点なのではないかなと思っております。

これもまた引き続き行っていただきたいわけでございますけれども、この健康寿命、今1位ということですが、これはやっぱり維持継続していくためのこの健康寿命のさらなる延伸に向けて、今後具体的にどのように取り組んでいく予定があるのか、伺いたいと思います。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 先ほども申し上げましたが、目標指標の中でおくれている分野がございます。例えばメタボリックシンドロームでありますとか、運動習慣等につきましては、特に働き盛りなどの健康無関心層といわれている世代が忙しいであるとか、またみずからの健康を過信していると、そういったことがございまして、なかなか生活習慣の改善が難しいということが要因と考えております。

このため、昨年度からこちらの成果説明書にもございます。やまなし健康寿命延伸プロジェクト支援事業ということで、健康無関心層を主なターゲットとしまして、全世代や部局横断的に取り組む市町村の先進的な健康増進事業に対して支援をしまして、その成果をほかの市町村にも波及させていくというような事業も実施しております。

また、働く世代の健康づくりに関しましては、やはり地域だけでなく、各事業所、職域での取り組みというものも、非常に重要となっておりますので、本年度からの事業でございますが、健康経営の視点から従業員の健康増進に積極的に取り組む企業を支援しまして、それを認定するという働く世代の健康づくり応援事業というものにも取り組んでいるところでございます。

先ほどの中間評価で分析しました健康寿命の長い要因の分析から得られた本県の強みなども意識しながら、こうした取り組みを続けまして、県民の生涯を通じた健康づくりを推進して、今後また健康寿命のさらなる延伸を目指してまいります。

白井委員

今、国のほうでも取り組んでいる健康経営のお話ですとか、あるいはメタボの話、これはそれぞれも気をつけていかなければいけないのかなと思っていますけれども、県の取り組みと個々の取り組みをうまく相乗効果が出るように、ぜひ取り組んでいただければと思っています。

(救急医療体制の整備について)

続きまして、主要施策成果説明書の107ページにあります⑨の救急医療体制の整備について、何点か伺いたいと思います。

今、全国各地で医師不足が深刻化していると聞いております。厚労省の資料によりますと、全国で医師の数が過去最多となるということではあるんですけども、その一方で、医師の数が地域によって大きな違いがあって、医師の多くは大都市に集中する傾向にあります。最先端の医療技術があって、多くの医療情報がある都会に集中してしまう。それと、その影響で人口の少ない過疎地には、どうしても医師が不足してしまうというサイクルになっているという状況でありまして、東京に近くて県庁所在地のある比較的人口が密集した都会は医師が足りているということでもありますけれども、都心から離れるに従って、医師の数は減ってきているという現状がある中で、山梨県においては、軽症患者から重症・重篤患者まで症状に応じた医療を適時適切に提供するため、初期救急から3次救急までの救急医療体制の確保を、どのように図っているのかを伺いたいと思います。

井上医務課長

救急医療体制につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、比較的軽症な患者に対する初期救急から、手術や入院が必要な患者に対応可能な2次救急、また、より高度な救命救急を担う3次救急と、患者の症状に応じて効率的、効果的な診療ができるような体制を整備しているところでございます。

こうした中で、近年医師の高齢化ですとか、委員御指摘の医師不足などによりまして、初期救急において当番医の確保が困難となり、深夜帯の診療を2次救急病院に委託するという形で、夜間の救急体制を確保している地域も生じているところでございます。

また、初期救急の当番医制度において、診療所の医師が2次救急病院のほうに出向いて診療を行うという方式を実施している地域もございます。医師不足の状況ではございますが、こうした診療所と病院が連携した取り組みを行いまして、適切な救急医療体制の確保に努めているところでございます。

白井委員

これは重要な問題だと思いますので、ぜひいろいろなアイデアをもって、この体制の確保に努めていただきたいと思いますと思っています。

続いて、救急医に関してですけれども、残業時間が一般的に大変多く、ハードワークであると認識しておりまして、特に比較的大きな病院の勤務医に関しては深刻であると承知しているところであります。そもそも医師の仕事というのは人間相手でありますから、時間的予測がなかなかつかないということ、明確な交代制ではないということ、加えて医師でなければならぬ仕事以外の仕事も大変多いと聞いておりまして、これらが理由で長時間の勤務になりがちであるということではありますが、本県においては、適切な救急医療体制の整備によって、無理のない勤務体制になっているのかどうか、この点を伺いたいと思います。

井上医務課長

無理のない勤務体制という御質問でございますが、救急医の労働時間について、県内の統計的な数値というのはございませんが、平成28年度に厚労省が調査したところによりますと、全国の救急病院の常勤医師の勤務時間というのは、週当

たり約59時間という時間でございまして、本県においても厳しい勤務状況にあると推察しているところでございます。

こうした状況にありましても、持続可能な救急医療体制を確保していくということは重要でございますが、救急搬送患者の50%が、実は軽症者であったというようなデータもございまして、このことが先ほど委員の御指摘いただいた要因に加え、救急医のハードワークを招いている原因の一つでもあると考えているところでございます。

このため、県ではコンビニ受診の抑制に向けまして、救急受診の必要性を患者自身が判断できるセルフトリアージ機能というものを、やまなし救急医療ネットに整備するとともに、小児救急専用の電話相談、#8000の開設時間の拡大、加えて広報番組などによる県民の意識啓発などに取り組んできたところでございます。

また、初期救急体制におきまして、圏域をやや広域化して、医療資源を集約するといったようなことで、地域の医師の負担軽減が図れるように、市町や地区の医師会との協議も進めているところでございます。

白井委員

国の統計では週に59時間ということでありまして。これは大変な残業時間だと思えますけれども、ぜひ県の救急医のことについても、しっかりと国の状況とどういった違いがあるのかということも、今後のためにも把握をしておくということも必要かと思えますので、ぜひ検討いただけたらと思っております。

次に、本県の小児救急医療体制は十分に整備されているのかを聞きたいんですが、この子育て世代に優しい山梨県を目指すという観点から、大変重要なポイントだと感じますけれども、その点を伺いたいと思います。

井上医務課長

休日や夜間におきまして、赤ちゃんや小さな子供の急な病気の際、かつては地域の医師会が実施している在宅当番医制において対応しておりましたが、当番医が小児科医であるとは限らず、専門医による医療の提供という点で課題があったものでございます。

こうした中、本県では小児科の開業医と病院勤務医の協力によりまして、平成17年に甲府地区、平成20年に富士・東部地区に小児科に特化した初期救急医療センターを設置し、県内全域で専門の小児科医の診察が受けられる体制を整備したところでございます。このセンターの患者数は年間2万3,000人に及びまして、併設している小児用の電話相談、#8000にも年間1万3,000件の利用をいただいています。

また、入院治療が必要な患者につきましては、国中地区の4病院、富士・東部地区の3病院が、これも小児科専門の2次輪番病院として対応して、3次救急につきましては、県立中央病院と山梨大学附属病院が対応し、必要な救急医療体制を確保しているところでございます。

白井委員

本当に大変大勢の子供たちが利用しているということもありますので、今後も継続いただけるように、体制づくりに励んでいただきたいと思います。

(福祉・介護人材の確保・定着支援について)

続いて、次の質問ですけれども、主要施策成果説明書の94ページでございます。

①番の福祉・介護人材の確保定着支援について、これも何点か伺いたいと思います。

県民の皆様が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けていくためには、

福祉、介護サービスのさらなる充実を図って、地域包括ケアシステムをしっかりと構築することが必要であると考えております。とりわけ団塊世代の方々が全て後期高齢者となる2025年には、このシステムを支える介護人材が、現状のままでは全国的には34万人程度不足するといわれておりまして、本県では比較的介護人材の充足度合いというのは高いとは承知はしておりますけれども、それでも今まで以上に確保定着支援を強く押し進めていくことが求められると考えております。

それらを踏まえて、本県でもさまざまな関連する事業を積極的に行っていると承知はしておりますけれども、この事業においては、社会福祉総務費で4,471万7,000円、そして老人福祉費で904万7,000円、計5,376万4,000円を執行しているということでありまして、一方で、執行残がそれぞれ529万3,000円、353万9,000円と、合わせて約1,000万円近くあるわけでありまして、まず、この執行残の主な内容を伺わせていただきます。

齊藤健康長寿推進課長 まず、社会福祉総務費の主な事業といたしまして、甲府の福祉プラザにあります福祉人材センターの事業費2,809万8,000円、また、介護人材緊急確保対策事業費1,530万6,000円であります。福祉人材センター事業費の執行残143万8,000円ですが、講師謝金等事務費の経費削減に努めたものであります。

介護人材緊急確保対策事業費の執行残301万2,000円につきましては、ハローワークと連携しまして、求職者を支援するキャリア支援専門員、今2名いるところがございますが、1名が年度途中で退職いたしました。そのことに伴います執行残が86万6,000円のほか、また、会場使用料等、事務経費の削減に努めたものであります。なお、このキャリア支援専門員が12月で退職いたしまして、1月から3月につきましては、何とか事業をやりくりいたしまして、事業の執行に影響が出ないように努めたところがございます。

続きまして、老人福祉費の主な事業といたしまして、介護職員が各種研修に参加するために代替要員の確保を支援する事業としまして358万3,000円、執行残が57万3,000円ありますけれども、これはインフルエンザ等の流行によりまして、職員が施設の中で対応ということで、研修に参加できなかったことによるものでございます。

あと、介護施設内保育施設への運営支援につきましては、予算で見込みました児童が実際よりも少なくなったことから、施設内保育所で雇用した保育士の数が少なくなりまして、予算額が246万4,000円に對しまして、執行残が141万5,000円となっております。

白井委員

承知をいたしました。さまざまな理由はあるかと思っておりますけれども、せっかくの予算でもありますので、ぜひ執行していただきながら、この介護人材の確保に、これは非常に大きな問題になっておりますので、ぜひ生かしていただきたいと思っております。

次に、この事業では、今も話がありましたけれども、介護施設内保育施設への運営支援ですとか、あるいは介護ロボットの導入支援など、幾つかの助成事業を行ったわけでありまして、助成件数、あるいは研修等への参加者が決して数としては多くないのではないかなど感じましたけれども、この点について今回どのように事業を見直したのか伺いたいと思います。

齊藤健康長寿推進課長 介護施設内の保育施設の運営支援につきましては、介護職員の児童の状況もございまして、県のホームページなどによりまして制度の周知に努め

ているところでございます。

介護ロボットの導入支援につきましては、介護ロボットをさらに使っていただくために、補助対象機種をこれまでの17機種から50機種に広げるとともに、予算額も150万円から300万円にふやしたところでございます。

また、介護指導者養成研修につきましては、認知症の介護の指導者を養成しまして、習得しました知識や技術を県内に広めていただくものでありまして、また、ここにごございますフォローアップ研修につきましては、その養成した指導者の資質をさらに高めていただくために行っていただく研修であります。

ただ、この養成研修が愛知県の研修センターで行われること、また研修期間が実施施設も含めて2カ月といった長期にわたることから、研修の修了者がそれぞれ1名ということになったものでございます。

また、先ほども委員がおっしゃったとおり、今後とも質の高い介護人材の確保につきましては、全力で取り組んでいきたいと思っております。代替職員の助成制度をさらに活用していただきながら、派遣する施設の理解もいただく中で、認知症の介護指導者の養成に努めてまいりたいと思っております。

白井委員

繰り返しになりますけれども、介護の人材確保、福祉人材の確保というのは、本当に喫緊の課題でございますので、ぜひ継続してなおかつ、効果のある事業を継続して行っていただきたいと思っております。

そして、次ですけれども、先ほど申しましたように、団塊世代の方々が全て後期高齢者となるのが2025年といわれておりまして、そこに向けて、県ではこの介護人材の確保、そして定着に向けて今後できれば具体的にどのように取り組んでいくのかを、最後にお伺いして、質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

斉藤健康長寿推進課長 県といたしましては、介護の現場に人材の不足感があるということは十分承知しております。今期の健康長寿やまなしプランの重点項目にも位置づけまして、介護人材の確保・定着に努めているところでございます。

これまでも、さまざまな介護人材の確保・定着対策には取り組んできているところでございますが、本年度からは今後増加が見込まれる外国人の介護人材につきまして、県内の介護施設でスムーズに受け入れが進みますように、介護の基本、またコミュニケーション技術などの研修を行っているところでございます。

また、3年以内に離職する介護職員が多いという統計も出ているところから、今年度からは2年目の職員を対象とした研修も始めたところであり、今後とも、早期の離職を防止する対策につきましても、さらに推進してまいりたいと考えております。

(重度心身障害者医療費助成制度について)

小越委員

説明資料の福5ページ、身体障害者福祉費に含まれております重度心身障害者医療費助成について質問いたします。

部局審査で不用額が8,666万円と答弁されました。大きい不用額ですが、その原因について伺います。

小澤障害福祉課長 県では助成事業の実施主体でございます市町村におきまして作成いたしました医療費助成の見込み額に基づきまして、予算措置を行っているところでございます。医療費助成の実績が見込み額を下回った結果、不用額が生じたものと考えているところでございます。

小越委員 昨年度の貸付事業の件数と、その貸付金額は幾らぐらいが多いか、お伺いします。

小澤障害福祉課長 平成30年度の貸し付けでございますが、1,489件4,196万円を貸し付けたところでございます。

小越委員 平均幾らぐらいでしょうか。

小澤障害福祉課長 平均の貸付額は1件当たり2万8,000円となっております。

小越委員 貸付金償還未済額55件144万4,220円とありますが、この原因は何だと分析しておりますか。

小澤障害福祉課長 重度心身障害者医療費貸与制度におきましては、貸与金の償還には後日交付をされます医療費助成金を充てる仕組みとなっておりますところでございます。償還未済の原因でございますけれども、貸付金よりも実際に医療費が少ない場合、その差額を後日納入通知書によりまして納めていただくこととなりますが、納入に充てる現金が手元にないとの理由で、納められないものが未済になっているという状況でございます。

小越委員 貸付件数が想定よりだんだん減ってきているんですが、その理由は何だと思っておりますか。

小澤障害福祉課長 平成26年度に医療費貸与制度を開始いたしました。それ以降、貸し付け実績が減少している状況でございますけれども、創設から5年が経過する中で、利用者の中で制度が浸透してまいりまして、計画的な借り入れが行われるようになったものと理解しております。

小越委員 浸透してきていると分析してよいのでしょうか。例えば償還金未済の方々は貸付金を利用できるのか、利用した方が何人いらっしゃるのでしょうか。

小澤障害福祉課長 窓口での支払いが未納の方につきましては、そのほとんどがその貸付制度について利用していないということ、市町村のほうから伺っているところでございまして、それにつきましては、貸付制度の利用ができるように、そういった方々に対しまして、市町村を通じまして利用を促してまいりたいと考えております。

小越委員 未納の方で、貸付制度を使った方がどのくらいいらっしゃるか、つかんでいいますか。

小澤障害福祉課長 手元にその把握した資料はございませんけれども、市町村においては把握しているものと考えております。

小越委員 もう一つ、貸付金の償還ができていない方は、現金が手元にないからできないと言っていました。この償還未済の方々は、貸付制度を利用できるのでしょうか。そういった方は何人いるのでしょうか。

小澤障害福祉課長 貸し付けに関しまして、未納がある方につきましては、その差額を納めていただくまでは、新規の貸し付けは行わないという形になっておりますので、利用

はできておりません。

小越委員 　　ですよね。だから、手元になくて貸付金の償還未済の方は利用できないんですよ。そして、未納されている方も、どのくらい貸し付けされたかつかんでいない。市町村で対応しておりますと、じゃあ、市町村からどんな声が上がってきたんですか。

小澤障害福祉課長　　まず、医療機関の窓口でお支払いをされていない方につきましては、貸付制度を使っていただけるように促すと。その結果、利用される方もいるということでございまして、ただ、まだ利用されていない方も相当数いらっしゃると思うので、引き続き利用されていない方につきましては、利用していただけるようにしっかりと広報等をしてまいりたいと考えております。

小越委員 　　それでは、昨年度、市町村とこのことについて、どんな話し合いを、何回して、どんな結果が出たのか、つかんでいらっしゃったらお願いします。

小澤障害福祉課長　　話し合いという場は持っておりませんで、随時聴取等をさせていただいているところでございます。

小越委員 　　今、話を聞いていますとね、貸し付けの責任者は山梨県なんですよ。市町村と対応しているといっても、何もしていませんよね。未納の方がどうして使えないのか。償還未済の方も使えない。使いにくいですよ。使えないんですよ。借りたくても借りられないんですよ。不用額が8,660万円、前年度は1億円も不用額がありました。高度医療で医療費総額はふえていくのが当然です。なのに重度障害者医療費助成はふえていない。窓口無料廃止で、受診抑制や医療費が払えない方がふえているのではないかと。市町村と適切な対応をしている、未納の方々、それから貸し付けのことを話していると言っていました、市町村からどんな声が上がって、どんな対応を県がしたのか、もう一度お聞かせください。

小澤障害福祉課長　　市町村におきましては、窓口におきまして、先ほども申しました医療機関での窓口での未納の方に対しまして、貸付制度があることを、しっかりと周知させていただきながら、その利用を促しているところでございまして、県といたしましては、その理解が進むように、市町村の制度的な部分で御説明できるように、しっかりとバックアップをさせていただいているところでございます。

小越委員 　　何度聞いても何も出ないことが明らかですよ。県が主催なんです、この貸付事業については。なぜ減っているのか、どうして未納の方が使えないのか、市町村に促していると言っても、県はどのようなことを促して、どうしたらいいのか、対策をつかんでいませんよね。この助成制度は持続可能な制度としてずっと続けていきたいと言っていましたけども、助成制度そのものから漏れている方がいらっしゃるんです。窓口無料廃止による影響もつかもうとしていない。貸付事業はなぜ減っているのかつかもうとしない。このことは不当であり、私は指摘しておきます。

質 疑

総合政策部、オリンピック・パラリンピック推進局、県民生活部、リニア交通局、防災局、子育て支援局関係

(広聴広報機能の強化について)

河西委員

まず、主要施策成果説明書の134ページの広聴広報機能の強化について質問させていただきます。

広報を通じて本県の魅力を県内外に積極的に発信したということであります。その中の地域PR誌「山梨てくてく」ですけれども、これはどのようなコンセプトで、またどのような内容を発信してきたのか、まずお伺いいたします。年4回ほど発行しているようすけれども、お伺いしたいと思います。

内藤広報広聴課長

地域PR誌「山梨てくてく」につきましては、読者に本県の魅力を強力に印象づけるというコンセプトのもと、県内各地域に根づく特色ある地域資源に焦点を当てまして、写真を多く使ってビジュアル的効果も追求をしながら、人・モノ・歴史・食・文化・産業・自然などを掘り下げて紹介をしてきたところでございます。

河西委員

本県の魅力情報を発信する地域のPR誌として、その訴求と申しますか、訴える対象や方法が大変重要だと考えますけれども、これはどのような人々をターゲットとして、またどういった方法でこの情報を届けてきたのか、お伺いをしたいと思います。

内藤広報広聴課長

「山梨てくてく」につきましては、山梨に関心を持っていただいて、訪れたりしていただけるように、県外者を主なターゲットとしておりますことから、JR東日本の八王子支社の協力を得まして、管内の主要駅に配置をするとともに、県外の集客施設、富士の国やまなし館ですとか、都内の飲食店等にも配置をするほか、県のホームページにおきまして、デジタルブック版やPDF版を掲載することにより、情報発信をしているところでございます。

河西委員

この「山梨てくてく」ですけれども、実際に手をとって、内容を見た方々の評判というのは、どのようなものがあるかという、内容はこれが弱かったとか、まずまずとか、またこういう内容を盛り込んだらどうかというような、いろんな意見があるかと思っておりますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

内藤広報広聴課長

「山梨てくてく」の評判についてでございます。配置をしていただいているJR東日本の八王子支社や東京日本橋の富士の国やまなし館などからは、配置後1カ月くらいではけてしまうというお話を聞いておるところでございます。また、毎年評価をいただいております日本広報協会のアドバイザーなどからは、読みごたえがある内容で、洗練されたデザインでもあり、手に取りたくなるといった高い評価をいただいております。

また、広聴広報課に対しても、冊子を購入したいですとか、配置場所を教えてくださいたいといった問い合わせも直接寄せられており、一定の評価をいただいているものと考えております。

河西委員

今聞きますと、大変評判がいいようで、大変よかったなと思っておりますけれども、本県の魅力を県内外にPRするという事は、大変重要だと思います。今後より一層強化していく必要があると思っておりますけれども、県として今後どのようにこの県のPRをしていくのか、お伺いしたいと思います。

内藤広報広聴課長 今後の取り組みでございます。近年、特に印刷媒体などの活字離れ、そしてテレビ離れ等が進んでいるといわれておりますが、その一方、インターネットの利用というものは、高い比率で推移をしております、若者を中心としまして、SNSなどの新しい情報ツールが浸透するなど、広報媒体の多様化というものが進んできておるところでございます。

現在こうした状況を踏まえまして、県では情報発信力の強化に向け、広報媒体も含めて、広報全体のあり方について見直しを行っているところでございます。

その過程におきまして、現状をしっかりと検証しまして、広報全体として、より一層効果的に本県の魅力を伝えることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

河西委員 県政に対する理解や本県のイメージアップというのを図るのは、インターネットとかホームページとか、このような広報誌ということで、大変重要だと思います。これからも大いに山梨の魅力をしっかりPRをしてほしいと思います。

(リニア中央新幹線の用地取得について)

次に移ります。主要施策成果説明書の130ページですけれども、リニア中央新幹線の特に用地取得についてお伺いをしたいと思います。

2027年、8年後いよいよリニアが来るということで、まだ8年もあると言うような方もいますけれども、とんでもない、もう8年しかないということでもあります。今からしっかり計画的に進めていかなければならないと思いますけれども、特にこの用地取得というのは、このもとですから、本当に必要だと思っております。

この平成31年3月末現在の進捗状況ですけれども、38地区のうち28地区で交渉に入ったということがうたってありますけれども、現在の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

大野リニア交通局次長 今年度新たに自治会単位で3地区との交渉を開始いたしまして、本線区間38地区のうち31地区で交渉に入っております。

河西委員 そして、成果説明書には民間のノウハウを活用しながら計画的に用地の取得を進めているということですが、具体的に民間のノウハウを、どのように活用していったのか、教えてください。

大野リニア交通局次長 リニア中央新幹線建設事業では、集中的に用地取得業務を行う必要があるため、職員のみならず、豊富な経験と専門的な知識があり、必要な資格を有する民間の補償コンサルタントに業務の一部を委託し、より多くの地権者との用地交渉に取り組んでおります。

河西委員 当たり前のことですが、用地の確保がなければ、この事業も進展していかないということで、本当に精力的に取り組んでいただきたいと思いますが、そんな意味で、今後どのようにこの用地交渉を強力に進めていくのか、県の考えをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

大野リニア交通局次長 地権者によりましては、交渉が難航する案件もあり、なお一層の用地取得を進めていく必要があることから、今年度新たにリニア用地事務所に、リニア用地対策幹を配置いたしまして、体制の強化を図ったところでございます。引き

続き、地元市町の御協力もいただきながら、また、補償コンサルタントも活用する中で、鋭意、用地取得業務に努めてまいります。

河西委員

もう8年しかありませんから、大変だと思いますけれども、静岡の例もあります。若干おくれるのではないかなということも懸念しておりますけれども、ぜひ山梨のほうでしっかり用地交渉を進めていただいて、8年後には必ずニアが開通できるよう、そしてすばらしい山梨県になるように御期待して、よろしく願いをして、質問を終わります。

(人材育成等による地域防災力の強化について)

久保田委員

主要施策成果説明書の125ページ、一般会計歳入歳出決算説明資料の防の3ページの防災総務費及び消防指導費の人材育成等による地域防災力の強化について伺います。

災害が多く、将来大規模災害も予想される我が国では、災害から身を守るためには、公助の取り組みと連携し、自分の身は自分で助けるという自助や、近所の地域の人たちと助け合う共助による取り組みを進めることが大切だと考えます。

過去に阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された全体の約8割の方は、近隣の方々により救出されており、また、約7割弱が、家族を含む自助で、約3割近くの方が隣人等の救助により救出されたと聞いております。このことを考えると、地域全体で防災について考え、対策をとっておくことが非常に重要であると思います。

そこで、地域住民が作成する地区防災計画について、昨年度の策定率はどのようなのか、お伺いします。

細田防災危機管理課長 地区防災計画につきましては、平成31年4月1日時点で、県内510の地区で策定されております。策定率であります。地区防災計画につきましては、居住者等が自治会や小学校区など、さまざまな単位で作成できるようになっておりますので、ここでは参考値としまして、自主防災組織数の最新データを母数として算出したところ23.3%となっております。

なお、近隣の埼玉県、神奈川県、静岡県における策定率は、本県と同様に算出した結果、0.3%程度となっておりますので、本県の策定率は高い状況にあると思われまます。

久保田委員

その策定率ですか、非常に低いなと思います。そして、地域防災計画の策定にあっては、例えば地域によっては、既に自主防災組織があるとか、災害時の自主的ルールがあるとかなどの状況により、計画策定にどう取り組んでいくのか異なってくると思いますけれども、昨年度、県内4圏域のそれぞれ1地区をモデル地区に選定し、計画の素案作成から検証まで支援したということですが、今後一つでも多くの地区が地区防災計画を策定できるよう、県としての策定率の向上に向けて、どのように取り組んでいるのか、お伺いします。

細田防災危機管理課長 委員の先ほどの御質問のとおり、昨年度にモデル地区で行ったところ、今年度はそのモデル地区の策定作業に参加した方々が、また別の地区で取り組みを進めておまして、現状において10市町村32地区で地区防災計画の取り組みが進んでいると確認しています。

さらに進めるために、本年度は防災リーダーであります甲斐の国防災リーダーのフォローアップ研修におきまして、新たに地区防災計画の策定方法を学ぶための専門的なカリキュラムを導入したほか、甲斐の国防災リーダーを対象に、地区

防災計画の先進事例の学習、また防災リーダー間のつながりの強化のためのネットワーク構築に取り組んでおりまして、こういった取り組みを進めることにより、地区防災計画の策定を促進してまいりたいと考えております。

久保田委員 説明はよくわかりました。まだまだ策定率が低いなと思っております。災害はやってきて初めてどのように対応するかがわかるのではないかなと思います。災害は来てみてみないとわからないということでもありますので、やはりいろいろな想定をして、それぞれの計画を立ててほしいなと思います。

次に、消防職・団体等を対象とした啓発について、お伺いします。

私も地元で消防団長として活動しておりますので、地域防災力の中心となる消防団員の重要性や、今消防団員の確保が大変困難であるなど、消防団を取り巻く状況については理解しておりますが、そのような中で、消防団確保対策検討会を2回実施したとあり、その検討会の報告書を市町村に配付したとありますが、報告書は具体的にどのような内容なのか、まずお伺いします。

若尾消防保安課長 ただいまの報告書の内容につきましてお答えいたします。

地域防災力強化のための消防団確保対策といたしまして、まず消防団協力事業所や消防団員サポート事業所などの消防団活動を継続していくための地域が支える環境整備や、次に地域住民へ消防団活動の周知PR、そして女性、学生、消防団OBなど多様な人材の確保、また団員の安全確保や負担軽減のための装備品の充実、女性団員の活動環境の整備などの観点から取りまとめをしております。

久保田委員 説明はよくわかりました。協力団体、いろいろなものを私たち南アルプス市でもやっております。サポート券とって、見せたときは5%引きとか、それは南アルプス市が一番先にやったと思います。いろいろな面で、女性消防団員、あるいは機能別消防団をやって、今800名の定員のうち789名、約98%の団員を今確保しております。去年の10月には、総務省から感謝状をいただきました。

そんなように、南アルプス市もそれなりに努力して頑張っております。機能別といっても、地域しか守らないので、それが98%といっても、余りすばらしいことではないのかなと思います。やはり消防団があっても、今若者がいません。みんな市内から市外へ結婚して出てしまうというような形で、今再入団という形をとっておりますので、徐々に入ってくるのではないかなと思っております。そのように南アルプス市は進んでいると思いますので、参考にしてください。

次に、消防団は火災、大規模災害が発生したときに、自宅や職場から現場に駆けつけ、その地域で経験を生かした消防活動、救助活動を行う非常に重要な役割を持っています。

消防機関の設置、管理運営は市町村の責任とされ、県は必要な助言、指導、支援等を行う立場ということは承知しておりますが、今回配付した検討会の報告書の内容を踏まえて、県は消防団の確保にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

若尾消防保安課長 まず、南アルプス市の消防団活動については、非常に活発に行われているということ、先進的な取り組みも多いということで、承知しているところでございます。県として、どのように取り組んでいくかということでございますけれども、まず、地域が支える消防団活動の環境整備といたしまして、さきの6月議会におきまして、消防団員サポート事業の未実施市町村、これが14市町村ございますけれども、この市町村に対しまして、導入を促進していくための事業でありますとか、消防団協力事業所制度、これは27全ての市町村にありますけれども、この協力

事業所を拡大していくために、県が制度融資としまして、成長やまなし応援融資を創設したというところでございます。

また、消防団活動のPR、女性、学生などの多様な人材の確保、消防団員の装備品の充実、女性団員の活動環境の整備を推進するために、同じくさきの6月議会で市町村が行う消防団員確保のための先進的なソフト、ハードなどの事業、取り組みに対しまして補助金を創設したところでございまして、引き続き市町村の取り組みを支援してまいります。

久保田委員 質問は終わりますけど、いろいろな補助あるいは指導等も、市町村にしているんですけど、なかなかそれが末端へ来ていないんですよ、事実。私たちも知らないことも結構あります。ぜひ市役所、市町村の職員を指導していただきたいと思います。

(東京オリンピック・パラリンピック等の事前合宿の誘致について)

杉山委員 主要施策成果説明書の85ページ、決算説明資料のオの2ページにあります東京オリンピック・パラリンピック等の事前合宿の誘致について質問させていただきます。

このつい先日まで、ラグビーワールドカップが行われていて、本当に日本国中が感動を受けたと思います。それぞれの国が国の誇りを背負って体と体をぶつけ合うという、そんなプレーにも魅了されましたし、私なんかは、試合前に国歌斉唱があって、「君が代」を選手が歌いながら泣いている、そういう姿を見て、一緒に泣いた一人ですけれども、本当に改めてスポーツの持つ力といいますか、そういうものを感じたところであります。

また、来年も東京オリンピック・パラリンピックが開催されますけれども、また大きな感動を受けるのかな、そんな期待があるところであります。そういった中で、私の地元であります都留市が、先般フランスを対象国としてホストタウンに登録されたところでありますけれども、ホストタウンに登録された市町村だけでは、対象国と交流を進めていくことは大変ではないかと思えます。

そこで、ホストタウン登録市町村が交流事業を進めるために、県では昨年度どのような支援を行ったのか、お伺いをいたします。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 県では、ホストタウンに登録された市町村が、競技団体等と協働して、ホストタウン対象国と実施するスポーツ交流や文化交流、あるいは競技体験や講習会などの交流事業に対しまして、助成による支援を行っております。

杉山委員 県内のその市町村のスポーツ交流や文化交流事業等に対し、そういった助成をしているわけですがけれども、ホストタウンに登録されている市町村では、具体的にどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 ホストタウン登録市町村が対象国と実施したスポーツ交流などへの助成事業につきましては、昨年度7市町村がこの助成事業を活用しておりまして、主な具体的な取り組みといたしましては、事前合宿の際の歓迎レセプションや、海外チームの監督等によります地元小学校などへの訪問交流、あるいは県内の高校生と海外ユースチームとの交流合宿などが行われているところであります。

杉山委員 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで、あと残り8カ月余り

ということになっているわけですがけれども、競技によってはこれから出場国が決定していくことと思われまます。先ほども例に言いましたけれども、ラグビーは、例えば北九州市とウェールズでしたか、そういう交流がすごくあって、お互いにすごい感動を受けたというようなニュースもあったり、子供がハカを踊ってというようなニュースもあったり、本当にホストタウンという、その意味というものを本当に感じたところですけども、そういった交流を図るというのは、本当に有意義なことだと思います。さらに県内において、その拡大を図っていく必要があると思われまますけれども、今後県ではその市町村のホストタウン登録に対し、どのように支援を進めていくのか、お伺いをいたします。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 委員の御指摘のとおり、今後競技種目によっては、地域予選などが実施されままして、出場国や選手が決定していくと思われまます。また、これに対しまして、ホストタウン登録に関する問い合わせなどが寄せられるものと見込まれております。

このため、県では、市町村の意向を踏まえながら、出場国の動向等に注視いたしまして、必要に応じて相手国とのマッチングを進めるなど、ホストタウン登録を積極的に支援してまいりたいと考えております。

杉山委員 いずれにしても、せつかくそういうホストタウンになった場合は、そのオリンピックのときだけでなく、その後も将来にわたってそういう関係が続くような意味のあるものになっていただきたいと思うんで、そういうことも踏まえて、しっかり支援していただきたいと思われまます。

(通学定期券の購入助成制度創設市町村への支援について)

次の質問に入ります。通学定期券の購入助成制度創設市町村への支援について伺いたいと思われまます。

鉄道を利用して東京圏などへ通学する学生の増加を図る市町村の取り組みを支援したとのことをございまますけれども、この制度の目的について、まずお伺いをいたします。

三井交通政策課長 本県は、若年層が進学や就職を契機として東京圏へ転出する割合が高いという課題がございまます。また、早朝の通勤通学快速列車の導入などのためには、JRから利用者の拡大ということを求められてございまます。

これらを踏まえまして、学生の進学を契機といたしました県外転出を抑制するとともに、JR中央線の利便性の向上を図るために、県外へ鉄道を利用して通学する学生に対し、市町村と連携して通学費用の支援を行うとしたものでございまます。

杉山委員 そういった制度ですけども、この制度というのは、いつから実施しているのか、また利用状況についてお伺いをいたします。

三井交通政策課長 当該制度は、平成29年度より実施してございまます。創設当初の平成29年度におきましては、5市で215人の利用がございまました。また、平成30年度は7市におきまして、利用者が343人となってございまます。本年度はさらに2市町ふえまして、合計9市町で実施しており、今年度の利用人数につきましては、3月末までに市町村から報告があることとなってございまます。

杉山委員 年々この制度を利用する子供たちもふえているということですけども、特に

私たちの住む山梨の東部地区は、都心の大学へ通ったりする子が多いんですけれども、こういった制度がしっかり利用されて、山梨県に住みながら東京に通う、そんなことになればと思うんですけれども、この事業が開始されてから3年が経過をしているわけなんですけれども、県ではこの制度について今後どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

三井交通政策課長 平成30年3月の本県のUターン就職率が26.5%という結果でございますが、当該制度の事業効果を検証しましたところ、この制度を利用いたしました学生で、県内に就職した者につきましては、平成29年度は57.7%、また平成30年度におきましては57.1%と、ともに57%を超えておりまして、この制度利用者の県内就職率は高い割合ということが出ております。

また、この制度を導入しておりますJR中央線沿線市におけます主要駅の1日当たりの乗車人員につきましても、増加傾向が見られます。このことから、この制度の効果があらわれているものと考えてございます。

今後につきましては、市町村のニーズでありますとか、制度利用者の意見なども勘案して、これらを取りまとめまして、来年度以降の実施について検討してまいりたいと考えてございます。

杉山委員 今、答弁にありましたけれども、そういうこの制度によって、成果も大きいということだと思いますので、ぜひしっかり市町村のニーズを聞きながら進めていただきたいと思います。

(大規模災害を想定した防災訓練の実施による防災対策の推進について)

最後に、大規模災害を想定した防災訓練の実施による防災対策の推進についてということで、主要施策成果説明書126ページ、決算説明資料の防の3にあります。大規模地震を想定した図上訓練を11月に実施するとともに、富士山噴火を想定し、総合図上訓練のほか、市町村との連携による住民避難訓練を実施したとありますけれども、どのような訓練を実施したのか、お伺いをいたします。

細田防災危機管理課長 まず、地震防災訓練であります。富士吉田市の下吉田第二中学校を会場としまして、南海トラフ地震が発生したことを想定した実動訓練を行いました。

訓練では、67の防災関係機関や地域住民など約1,000人が参加をしまして、避難所開設運営訓練、また救出救助訓練などを実施いたしました。

また、富士山噴火を想定した訓練につきましては、9月に実施しました総合図上訓練では、県災害対策本部の職員や警察、自衛隊、防災関係機関等の職員約270名が参加しまして、被害情報の収集や各機関と連携した災害応急対策の検閲などの訓練を行いました。

11月には実動訓練を実施しまして、関係市町村や警察、消防、地域住民など約750人が参加して、噴火警報等の情報伝達訓練や地域住民などの避難訓練などを実施いたしました。

杉山委員 かなり大規模な訓練だと思いますけれども、これらの訓練では、どのような成果あるいは課題があったのか、お聞きをしたいと思います。

細田防災危機管理課長 まず、地震防災訓練の成果としましては、昨年度発生しました大阪北部地震を踏まえまして、倒壊ブロック塀からの救助訓練や高校生が通訳役として外国人対応を行う訓練ができたこと。また、67の参加団体が訓練を通じて、連携関係を築けたことは、災害時に即応できる体制確立のため、大きな成果があった

と考えております。

一方、課題としましては、より多くの住民の皆様が訓練へ参加、見学していただけるよう、これまで以上に周知等を図ることの必要性などが上げられております。

また、富士山噴火を想定した訓練につきましては、まず、成果としましては防災行政無線やツイッターなど、さまざまな手段を活用した情報収集・伝達や関係機関相互の連携等が住民の円滑な避難行動に有効であることが確認できたところであります。

一方、課題としましては、病院の入院患者や福祉施設の利用者の避難において、搬送する車両への乗車に必要な支援人数が想定を超えたほか、避難車両による交通渋滞が発生するなどの課題が明らかになったところであります。

杉山委員

訓練を通して、いろいろ課題だとか成果もあったということでございますけれども、そういったことを受けて、今後どのような訓練を行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

細田防災危機管理課長 大規模災害発生時におきましては、被災情報の迅速な収集、共有が重要でありますので、総合防災情報システムについて、引き続き市町村や防災関係機関等を対象とした研修、訓練を積み重ねてまいりたいと考えています。

また、富士山避難訓練につきましては、迅速かつ確実な避難行動がとれるよう、本年度避難経路の分散化等を考慮した避難行動計画を策定しているところでありますので、明年度以降、その計画をもとに避難訓練の実施と検証を繰り返していくこととしております。

杉山委員

この秋も台風等々の被害で、本当に大きな被害が出たわけですがけれども、例えば台風なんかは進路がわかって、ある程度予測もできたんだと思うんですけども、そういう中でも大きな被害が出るということで、やはり特に噴火とか、そういうことになると、なかなか予想がつかない中での災害ということになったときに、やっぱり日ごろからの防災ということが、いかに大事かというのを改めて感じるんですけども、先ほどの久保田委員からも、人的な話も出ましたけれども、ありとあらゆることを想定しながら、ただこの防災訓練をやるのが目的ではなくて、この防災訓練をいかに生かすかということが一番大きなことだと思いますので、そんなことも踏まえながら、これからも進めていただきたいと思います。質問は以上です。

(病児保育の実施について)

猪股委員

主要施策成果説明書68ページの病児保育について、幾つかお伺いします。

まず、県は子育てと仕事の両立を推進するため、仕事を持つ保護者が病気のお子さんを預けられるよう、県内全ての市町村と連携した病児病後児保育施設の広域利用を実施しており、保護者の方からは高い評価をいただいていることは承知しております。

そこでまず、病児保育の実施が40カ所と成果説明書にはありますが、利用者は何人いたのか。また、平成30年4月より県内全体で広域利用を開始されましたが、広域利用者数はふえたのか、それに対して伺います。

下條子育て政策課長 病児保育の利用者数についてですけども、病気は回復しているものの、感染症の理由などから、登園等ができない子供を預かる病後児対応型施設と、病気の容態が安定している子供を預かる病児対応型施設は、合わせて15施設で年

間延べ5,980人の利用がございました。

また、保育所に通っている児童が保育中に体調不良となった場合に対応する体調不良児対応型施設は25施設で、年間延べ7,853人の利用がございました。広域利用の人数につきましては、平成30年度は延べ1,390人の利用があり、平成29年度の850人と比べ大幅に増加しているところでございます。

猪股委員 大分数がふえているという解釈であります。

次に、病児保育を利用しやすくするために、どのような取り組みを行ってきたのか、それについて伺います。

下條子育て政策課長 平成30年9月にスマートフォンから病児病後児保育施設の空き情報を一目で確認できるよう、子育てに関するポータルサイト、やまなし子育てネットを改修するとともに、平成31年1月から市町村に出向くことなく利用登録がスマートフォンでできるようにするなど、利用者の利便性の向上を図ってきたところでございます。

猪股委員 次に、病児保育について、どのように周知をしてきたのか、また今後どのように周知していくのか、その辺について伺います。

下條子育て政策課長 平成30年度につきましては、全県で広域利用の開始にあわせまして、テレビやラジオの県広報番組や市町村広報誌、やまなし子育てネットなどにおいて広く周知を図ったところでございます。

また、病児保育の施設は、小学生が利用できることを知らない方もいることから、今年度におきましては、小学生の利用を促進するため、小学校を通じて病児保育のリーフレットを県内全ての家庭に配布いたしました。今後も病児保育の施設がない市町村にお住まいの保護者の方も含め、県内全域での利用が促進されるよう、子育て情報誌などのさまざまな情報媒体を活用するとともに、リーフレットの配布場所をさらに工夫するなどし、病児保育の一層の周知に努めてまいります。

猪股委員 最後になりますけれど、この事業は、山梨県の子育て支援において、最も重要な事業だと思っております。

先ほどの答弁にもありましたけれど、これを周知してくとだんだん利用者もふえていくということですから、今後できるだけ対応がスムーズに行えるよう、県の努力をお願いいたします。

これでもって質問を終わります。

(県内への移住促進について)

宮本委員 私から3点お伺いしたいと思います。

まず初めに、県内への移住促進についてということで、主要施策成果説明書の110ページのやまなし移住・定住総合ポータルサイトについて、まずお伺いします。このサイトを見させていただいたんですけれども、非常によくできておまして、大抵これまでの県のサイトというと、市町村につながって、一応リンクが張ってあるんですけど、リンクの先というのが、割と市町村のトップページに行ってしまうって、情報として、例えば甲府市だったら甲府市、甲州市だったら甲州市というところで、欲しい情報が得られないということが多かったんですが、これに関しては、移住に関して各市町村の方々と話をして、専用のサイトをつかって、そこに飛ぶようになっているので、山梨県に移住したい人からすると、非

常にわかりやすいサイトになっているのかなということを見させていただいて感じました。

ただ、同時にそうは言ってもこのサイトに来てもらえなければ、余り意味がないわけでありまして、まず、このポータルサイトを、多くの人に見てもらおう。見ってもらうためには当然サイトのアクセスについて、例えば今仮に月間1,000人であるならば、それは3,000とか2,000というふうに目標をつくっていくべきだと思うんですが、どのようにそういった目標を設定して、そして現状のアクセス数自体が今どうなっているのかということ、まず伺いたいと思います。

津田地域創生・人口対策課長 ポータルサイトの構築に当たりましては、近隣の県のサイトなどを参考に、年間10万件のアクセス数を目標として設定いたしました。実績といたしましては、ポータルサイトを本年3月末に公開して以来、10月末までの7カ月間で、アクセス数は8万674件でありまして、現在のところ順調に進捗しております。

宮本委員 年間10万件ということですが、ほかの都道府県と比べて10万件を目標値にセットしたという認識でよろしいですか。

津田地域創生・人口対策課長 近隣の県のアクセス数の状況を参考にいたしました。

宮本委員 先ほども検索してみたんですけど、「山梨 移住」とやるとトップに出てきてSEO対策もされていると思うんですけど、ただ、山梨県のトップサイトからは、すぐリンクが張られていないので、そういったことも張ったほうがいいのかなど。つまり、「山梨県」で検索した人が山梨県のホームページを見て、そこから「移住」に行く人もいるかもしれないので、そんなことも思ったんですが、いかがでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 県のトップページのお勧めサイト、県のいろいろなホームページを掲載してあるところからは、飛ぶようになっているんですが、ちょっとわかりづらいところも確かにあるかと思いますので、そういったところの工夫は、またしていきたいと思っております。

宮本委員 よろしく願いいたします。

あと、先ほどもお話ししたんですが、この市町村の情報ですよ。山梨県に住むといっても、カウンターパートというか、対応してくださるのが市町村ということで、この地元の市町村の情報というのを、県からお願いして、十分に市町村のほうから発信をしていただく必要があると考えておりますけれども、その辺をどのように工夫をして、そういった県として望むような市町村の情報を発信していただくのか、それについて伺います。

津田地域創生・人口対策課長 市町村情報の発信の工夫でございますけれども、ポータルサイトでは、市町村のページにリンクして飛ぶ前に、市町村ごとのページをサイトの中に設けておりまして、さらにそのページに市町村が独自の情報をリアルタイムに発信できるようにということで、ページの管理権限を付与しまして、市町村職員が直接更新するシステムにしております。

これによりまして、ごみの出し方ですとか、自治会への加入など、これから暮らす方々に知っていただきたい情報について、生活感の強い情報発信が行われております。

また、ポータルサイト内にフェイスブックとツイッターを埋め込んでございますので、ここを地元のイベントですとか住民の暮らしの情報などを発信するコーナーとして積極的に活用していただけるよう、市町村に担当者会議などを通じて呼びかけているところでございます。

宮本委員

先ほど申し上げましたように、市町村のサイトに飛んでも、結構情報がしっかりあるようになっておりますので、工夫がしっかりと反映されているのかなと思うとともに、市町村によって、御承知のように、濃淡というか、余り情報が発信されていないところもあるので、ぜひ県のほうから、より一層市町村に対してその情報の拡充を促すように要望いたしまして、次の質問に移ります。

(女性の活躍支援について)

女性の活躍支援について、主要施策成果説明書の64ページ、女性の活躍支援ということで、さまざまなキャリアアップとかあるいは研修、講演会ということで、予算を組まれていて、執行されたと思うんですが、最初に女性の活躍支援について、その経営者などを対象とした講演会を実施したということですが、これは具体的にどういった内容だったのか、お伺いしたいと思います。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女共同参画課長事務取扱） この講演会は、昨年9月に開催いたしました、企業経営者の方など200名を超える参加者がございました。講師につきましては、女性が輝く先進企業として日本を代表するカルビー株式会社の前会長であります松本晃様を講師にお迎えいたしまして、その企業の活性化を促す女性の人材の登用や女性の仕事の向き合い方など、女性の活躍を推進して、それを企業の利益に結びつけた考え方ですとか手法などについて、御講演をいただいたところでございます。

宮本委員

よくわかりました。その講演会を実施したことによって、どのような効果があったと分析されてますでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女共同参画課長事務取扱） 企業における女性の活躍推進には、やはり経営者の方の意識啓発が非常に重要だと思っております。この講演会に多くの経営者の方が参加していただきましたので、女性の活躍推進に向けた関心が高まったと感じているところでございます。

女性の登用が企業にとっても、新たな視点の導入ですとか、成長につながるという認識が経営者の皆さんに広がることで、より一層女性が活躍できる職場環境づくりに向けた取り組みを進める契機になったものと考えております。

宮本委員

ということは、女性の経営者向けというよりも、ほとんど山梨県の経営者というのは男性が95%ぐらいなんですけど、その方々の意識を変えということも、この政策の一つの目標としてあったということでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女共同参画課長事務取扱） 特に経営者の方の意識を変えていきたいというのが、主な狙いでございました。

宮本委員

そうすると、逆にいうと、県が考える女性活躍というのは、現状がこうであるとするならば、どういったところが目標、つまりどういう状況になれば女性が活躍している状況だということ、ゴールとして、政策として目標に掲げていらっしゃるのでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女共同参画課長事務取扱）　やはり女性の働きやすい職場環境づくりを企業に取り組んでいただくことによって、女性だけではないんですけども、女性も男性も自分の希望するような働き方ができて、それに見合った成果が出るような企業風土、そして山梨県全体がそういう形になっていけばいいと考えているところでございます。

宮本委員　　最初これを読んだときに、経営者の方がメインなので、女性の経営者にもっと出てきてほしいのかなと思ったんですけど、先ほどのお答えだと、意識を変えて、女性が働きやすい環境をつくっていくということで、そこはよく理解いたしました上で、そうはいつでもどういう政策設定というか、政策誘導というか、ゴールというか、こういう状態になったら女性が活躍しているよというのは、目標があったほうがいいのかと思うんですけども、組織論で昔聞くと、3割を超えると異分子ではなくなると聞いたことがあるんですよ。例えば組織の中で女性が3割を超えてくると、それまでマイノリティーだったところから、いわゆるメジャーになって、その意見がしっかりと吸い上げられて、組織全体の文化に対して影響を与えていくということ聞いたことがあります。そういうゴールみたいなものも、先ほどの質問ではあるんですけども、踏まえた上で、今後どのような取り組みをしていくのか、最後にお伺いします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女共同参画課長事務取扱）　本年度から新たに女性活躍応援プロジェクト事業という事業を実施しておりまして、企業の主体的な取り組みをさまざまな角度から支援をしていくような形で、事業を実施しているところでございます。

国の制度で、女性活躍推進企業として認定をする「えるぼし認定」という制度がございます。例えば女性の管理職の登用を進めるとか、女性が長く働けるような環境をつくることといった、そういう認定基準を満たしたところを認定する制度があるんですけども、中小企業の多い本県では、なかなかその認定のハードルが高いということもありまして、新たに県独自の認定制度、「山梨えるみん」という制度を創設いたしまして、今月から募集をスタートしたところでございます。

今後もこの制度の周知を図りまして、そういう認定企業の先進的な取り組みを広くPRすることによりまして、県内企業における女性の活躍の推進が一層広がって、若い女性の方から選ばれる魅力ある企業をふやしていきたいと考えております。

宮本委員　　意識改革というのは非常に難しいかなと思うんですけども、労働力不足は本当に喫緊の課題でして、ぜひ多くの今働かれていない、あるいは本当はもっといい環境で働きたい女性の方々が活躍をする社会を、県が推進されるこの政策を私も応援しつつ、進めていただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

（子供の貧困に対するについて）

子供の貧困に対する取り組みの推進ということで、主要施策成果説明書の66ページです。私はこの子供の貧困という言葉が、多分出てきて5年ぐらいの言葉だなと勝手に認識しているんですけども、まず、子供の貧困、多分国連か何かの定義なのかなと承知していますけれど、この定義というのをまず教えていただけますでしょうか。

土屋子ども福祉課長 子供の貧困の定義という御質問ですけれども、子供の貧困についての明確な定義というのは定められておりません。子供の貧困対策を進める上での指標として、子供の貧困率ですとか生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率などが定められているところです。また、国が開催した有識者会議等での意見では、経済的な困窮を背景として、学習を含めたさまざまな体験の機会を奪われることによる孤立ですとか自己肯定感の低下なども子供の貧困として捉え、その対策をすることが必要といったような指摘もされているところです。

宮本委員 わかりました。てっきり国連か何かの子供の貧困というの、例えばよくあるボーダーラインとかがあって、1人当たりの所得が年間1万5,000ドル以下とか、そういうことかなと思ったんですけど、違うみたいなのでよくわかりました。ちなみに山梨県で、県として捉まえている子供の貧困、そういう枠に当てはまる子供たちというのは、もしわかれば、あるいは把握されていれば、何人いるか、教えていただけますか。

土屋子ども福祉課長 県では、子どもの貧困対策推進の法律を踏まえて、子どもの貧困対策推進計画を平成28年度に策定しておりますけれども、その際に国が13.9%、7人に1人が子供の貧困と言っているところに対して、県では10.6%、10人に1人という割合を出しております。

宮本委員 これは18歳未満という認識でいいんですか。そうすると18歳未満の人口で10%であるということだと認識しました。わかりました。

次に、これは地域コーディネーターを今回この子供の貧困対策に資する取り組みということで予算を講じられていると承知していますが、52名養成されたこちらの成果説明書に書いてありますけど、具体的にどういった活動をしているのでしょうか。

土屋子ども福祉課長 養成したコーディネーターの活動についてということですが、コーディネーターにつきましては、それぞれの地域で市町村を初め、民生委員や児童委員、学校とか民間団体、あるいは地域住民等とネットワークを構築することで、困難を抱える子供や、その家庭に早期に気づいて、そのニーズに応じた支援につなげるといったような活動をしているところです。

宮本委員 ネットワークは非常に重要だと思いますので、ぜひしっかりとコーディネーターを養成していただきたいんですが、その地域コーディネーターという新しい言葉で、かつ養成することに予算をかけているわけですから、それに関する成果というか、いわゆるコーディネーターをつくる前と後で、具体的にどういった成果、定量的あるいは定性的、両方あるならばその両方、その成果というものはどのように出ているのでしょうか。

土屋子ども福祉課長 地域コーディネーターの養成に当たっては、それぞれの市町村ごとに子供の貧困に対するネットワークを構築していただきたいと考えて養成をしておるところですけれども、これまで5市がそれぞれの地域でネットワークを構築して、その5市では支援が必要な子供や家庭の情報を把握することによって、子供の学習支援や公的制度につなぐなどしており、まだ構築していないという5市以外のコーディネーターにつきましても、養成研修を修了後、ネットワークの構築に取り組んでいただいているところです。

宮本委員

すぐ成果が出るものではないことはわかっていますが、そうはいっても、やっぱり長い目でしっかりと成果というものについて図っていただきたいということをお願いしつつ、この子供の貧困という言葉自体、先ほど定義をいただきましたけど、そもそも子供が稼いでいるわけではないので、子供が貧困というのは、つまりその親の所得が低いという状態ということ、あるいはもう一つの可能性としては、所得はあるけれども、家計の支出の向け先として、子供に対する優先順位が低いということの2つ上げられるのではないかと。

つまり、社会経済的な要因と、及びそのいわゆる家計の主体たる母なのか父なのかかわかりませんが、その家計の支出の子供に対する優先順位が低いと、そういったことが、恐らくこの子供の貧困という言葉の原因として挙げられると思うんですが、もしそうであるならば、どうすれば、その社会経済的及び個人の支出の向け先という意味で、この子供の貧困というのは解決に向かわせられると思われるでしょうか。

土屋子ども福祉課長 子供の貧困につきましては、今、親の所得という話もありましたけれども、親の病気や障害など、さまざまな理由で所得が低いといったような事情も背景にあると思っております。子供の貧困対策につきましては、教育の支援ですとかあるいは生活の支援、あるいは保護者の就労支援、経済的支援も含めて、そういったことを総合的に実施しながら、子供が置かれている困難な状況から脱していただく、貧困の連鎖を生まないといったことが重要とされておりますので、そういった総合的な対策をすることで、子供が抱えている困難な状況を少しでも解決していきたいと考えております。

宮本委員

所得が低い方に対しては、しっかりと公的扶助もありますし、恐らくその教育無償というところもあると思うので、いわゆる所得が低い世帯主の方々に対する対策というのは、1つはそういった公的扶助の側面及び経済自体をよくしていくというところが、山梨県の経済がよくなっていけば、結果として、そういった方々の所得が上がっていくということが、一つの解であると、私なりに考えております。

あわせて、先ほど申し上げましたように、そうでなく所得がある程度あるけれども、子供に対しての支出の優先順位が低いというのは、ある意味、行動変容というか、ビヘイビアチェンジというか、その親御さんの意識にまで踏み込んで、その親御さんは子供ファースト、チルドレンファーストにすべき。そこは県が果たしてできるところなのかどうかはわかりませんが、そういったことも踏まえた上で、今回14万部のリーフレットというものを作成されているんですけども、そのリーフレットでそういった親御さんの意識をどのように変えて、どのように子供に、チルドレンファーストに優先的に支出を配分していくように変えるのか、最後にお伺いして、質問を終わります。

土屋子ども福祉課長 今回作成したリーフレットにつきましては、平成29年4月に実施した子供の貧困に関する全県的な実態調査において、公的な支援制度が十分認知されていないといった課題があるといったことが明らかになったことを踏まえて、相談窓口ですとか、制度を周知することを目的として作成したものです。

どこに相談していいかわからないですとか、経済的な支援が欲しいといった具体的な内容ごとに支援窓口や制度をわかりやすく説明したリーフレットを作成し、子供のいる全ての家庭に配布しているところです。

おっしゃられたとおり、そういう意識を変えていくということは難しいと思いますけれども、生活困窮者に対しては、家計の助言等も行っているところであり、

先ほど教育の支援ですとか、経済的支援ですとか、保護者の就労支援ですとか、そういったことを総合的に推進する中で、少しでもそういう使い方についても改善されていけばいいかと考えております。

宮本委員

本当に少子化が加速している中で、ある意味、未来の社会を永続させるというか、その担い手になるのは子供でありますので、やっぱりその教育というのが、私も一番大事だと思っておりますし、その子供たちがどんな世界でも生きていけるというか、教育という武器さえあれば、新しい所得も稼ぐことができると思いますので、ぜひそのこともしっかりと、より一層推進していただくことをお願いしまして、このまま質問を終わります。

流石委員

(富士山を訪れる外国人来訪者への対応について)

富士山を訪れる外国人来訪者への対応についてお尋ねをしたいと思います。これは富士五湖全般ともいえる課題だと思いますので、御了承ください。

成果説明書の30ページ、外国語による案内の拡充・強化のところでございます。インフォメーションセンターの設置・運営についてでございます。

日本への来訪者は、今、年間で3,000万人とか4,000万人とか言われております。

私は、個人的にまだ県議にさせていただく前に、山梨県の観光のイメージですか、富士五湖はまあまあ私自身知っておったんですけども、ブドウ、それから桃、梨、サクランゴ、それから石和温泉、昇仙峡、下部温泉、湯村温泉と、そういうイメージを私個人的には思っておりました。

ただ、県議になりまして、半年以上たちましたが、富士山と富士五湖のポイントが、改めて今まで思っていた以上に、案外高いんだなど、そう思っています。

この6年前に世界遺産の登録後、富士五湖全域で、日本のお客様を含めて約2,500万人ぐらい。富士山には約300万人、400万人といわれております。来るお客様は、欧米系よりも中国のお客様、それからタイ、マレーシア、台湾、近年にはベトナム、またチベットとか、ちょっと発展途上国の人が多いです。そんな中、世界遺産センターもございますし、また、富士山の5合目にインフォメーションセンターもあります。

そういう中で、観光のお客様が約300万人、それから登山のお客様が約20万人から30万人と言われております。そこで、5合目地区にはインフォメーションセンターがございます。

このインフォメーションセンターですが、私は当初はどれだけ活躍してくれるのかなと思っていたのですけれども、案外役に立っているな、ありがたいなと思って、今現在こうしております。

そこでです。このインフォメーションセンターの開設期間について伺いたいということと、外国人の対応のための通訳案内士の体制がどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

土屋世界遺産富士山課長 インフォメーションセンターの開設期間につきましては、例年5月1日から10月31日まで開設しているところでございます。

それから、体制についてでございますけれども、平成30年度におきましては、外国人対応のために開設期間中につきましては、英語の通訳案内士を常時1名配置しておったところでございます。

それから、7月1日以降の開山期間中につきましては、中国語の通訳案内士を1名加えまして、開設時間につきましても、午前8時から午後8時まで延長して対応していたところでございます。

流石委員

先ほどのお話を聞きますと、登山シーズン以外にも結構中国の方、タイ、マレーシア、台湾と、英語が使えればまあまあある程度通じるんですけども、中国語の話せる方がいればこしたことはないなど、私は思っています。その辺のところをまた検討していただければありがたいと思います。

それから、通訳案内士の配置については、地元市町村と連携して実施していると聞いていますが、半年間にわたる当該事業の経費に関し、県がどの程度の支出を行っているのか、お伺いしたいと思っております。

土屋世界遺産富士山課長 市町村支出分を含めました通訳案内士の配置に要する全体の事業費でございますが、平成30年度につきましては1,430万9,000円となっておりますが、県はその2分の1の715万5,000円につきまして支出していたところでございます。

流石委員

遠いところからというと、甲府のほうから通ってくる方もいらっしゃると思います。県外は知りませんが、甲府のほうから訪れる通訳士さんいらっしゃるの、その辺のところも検討して、また今後に生かしていただければなどと思っております。

次に、世界遺産登録後、外国人の来訪者が、もう本当に多くなっていました。それにプラス来年はオリンピック・パラリンピックを控えております。多くの国々から来訪者が来ることは、ことしのラグビーのワールドカップを見ただけでも、わかるのかなと思っておりますが、連日イスラム圏のお客様も、今後来るような形になっていると思います。またヨーロッパの国々からも来るだろうと、登山者も含めてですね。

この英語や中国語以外の言葉についても対応が、今後必要ではないだろうかと思っております。その辺のところはどうでしょうか。

土屋世界遺産富士山課長 インフォメーションセンターを訪れる外国人の方のうち、中国人とアメリカ人の方々がかなりの部分を占めている状況でございますが、次いでフランス、香港、台湾、イギリス、ドイツ、こういう順で訪れていらっしゃる状況でございます。英語と中国語の案内を置いているところがございますけれども、それでもかなりの部分に対応できているのではないかと考えているところでございますが、それ以外の言語につきましては、市販の通訳案内機がございますので、そういったものをあわせて使用して対応しているところでございます。

流石委員

まさに今通訳の機械がありますから、いいんですけども、余りにも小さくて、操作するのにドギマギするときがあるんですよ。やはりそういうところもあるので、ある程度の人数の通訳士さんを備えることがあったのならば、お願いしたいと思っております。

それに加えて、こう言っでは失礼なのかなとは思いますが、外国のお客様って、結構ごみを捨てるんですよ。マナーがまだまだ日本の方よりも、ウンと首をひねるようなことがございます。富士山というのは、やっぱり石も持って行ってはいけない。それから折れた木も、もちろんそういうのもだめなんです。記念だといって、石を持ち帰りたいお客様がポケットへ、このくらい小さくても、ポケットへ入れればもうわからないわけですよ。結構いると思うんですよ、持って行って記念に、甲子園の土を運ぶように持って帰るように富士山の石を持ってかえろうと。赤い石を持って帰ろうと、ポケットに入れる方がかなりいらっしゃる。見たこともあります、注意はしますが、見えなくて

ときには、きっと持っていつていると私は思っておるんですが、その辺の外国の方に対するマナーの啓発をどのような方法で行うのか、お聞きしたいなと思っております。

土屋世界遺産富士山課長 富士山におけます環境保全ですとか、富士登山のルール、マナーにつきましては、インフォメーションセンターを訪れた方に口頭でお話をして教えて、そういったことで注意喚起を図っているほか、英語と中国語、日本語もございしますが、それで作成しておりますそのアドバイスブックの配布、それから5合目で上映しておりますガイダンスビデオ、そういったものを通じて啓発に努めているところでございます。

今後におきましても、こういった取り組みを引き続き継続して実施していきたいと考えているところでございます。

流石委員 やはり続けることに意味があるのかなと私は思っております。私は今のままで本当に満足はしております。ずっと続けていただきたいということで、この質問を終わらせていただきたい。

(人材育成等による地域防災力の強化について)

大久保委員 私も、人材育成等による地域防災力の強化ということで、先ほど久保田委員が質問されておりましたが、若干違う角度から幾つかお伺いさせていただきたいと思えます。

御存じのように、異常気象が通常気象ということで、全国各地で大きな被害が頻発しておりまして、ハザードマップですとか地域防災計画の見直しや策定がより求められる中で、当然自助、共助、公助が一体となった地域防災力の強化、これは必須となってきまして、県におきましても、防災基本条例の施行ですとか、やまなし防災力向上テキスト、こういった部分が一步一步前進はしておるわけですが、そうは申しまして、やはりマンパワー、人材の育成、これがもう一番大事になろうかなと思うわけで、何よりも消防職員と連携した消防団の活動、これはもう必ずこれからも必要になり続けるという中で、私も消防団を14年ほど、地域の消防団員として活動はしておりましたけれども、御存じのように、消防団員、これも県内のみならず、全国消防団員の不足ということと、昔は商店街のみんな、オーナーですか、なんかも飛んでいけるようだったわけですが、我々の地域も通りの拡幅と同時に、店がなくなって消防団員が勤め人になる傾向が非常に多くなっております。

そして、言うまでもなく消防団員というのは、やはり24時間365日、地域の方の市民・県民の生命の確保と財産の確保ということで、消火、防火、水防、防犯と極めて多岐にわたる活動でありまして、この消防団員が減少し、ふえないということは、非常に我々の自分たちで守るまちづくりが懸念されるわけでありまして。

そしてまた、私の住んでいる地域も旅館、ホテル、企業、またアパート、マンション、そしてまた消防車両も入れないような住宅密集地を抱えておりまして、せっかくいろいろ県と国と市で何千万円もする消防車両ですとか、水槽車を入れても、それを動かす消防団員がいなければ、出火がでて、詰所にそういったすばらしい車両が鎮座しているだけのような状況では、元も子もないということで、その部分で、これから消防団員の確保、これがもう一番の課題ということで、そんな中で消防団員等を対象とした啓発事業でございしますが、消防団確保対策検討会の内容について掘り下げて御説明を求めます。

若尾消防保安課長 検討会につきましては、昨年度、県、市町村、消防本部、消防団、ボランティア団体、学生センターなどの関係者によりまして、消防団確保の検討会を開催しているところでございます。

検討会の内容については、地域で支える環境整備でありましたり、周知、PRの必要性でありましたり、多様な人材の確保、また装備品等の充実、また女性の団員もふえてきておりますので、そういう環境の整備などの必要性について検討し、報告書にまとめたところでございます。

大久保委員 今回の検討会、そしてまた報告書を市町村に配付というようなことがあって、啓発ですが、啓発しても検討しても、報告書を配っても、やはり実効性のある確保対策、数が確実につながるような対策でなければならぬわけですし、市町村との連携の具体策と、またそういった確保対策がどのように実効性のある数字として反映できたのか、お伺いしたいと思います。

若尾消防保安課長 県と市町村との連携ということでございますが、もちろん消防団の確保対策は、市町村が行う事業でございます。ですので、県としましては、それを進めるために、いかなる支援ができるか、また取り組む際の助成ができるかということでございまして、6月に例えばサポート事業の導入に資する事業をつくったり、また、市町村のソフト、ハードの取り組みを支援する補助金などをつくって支援しているところでございます。

大久保委員 市町村のサポートということがありましたが、市町村によっても山林を抱えているところ、そしてまた人口構成とかそういった内容も違いますので、また、そちらのほうはきめ細かい市町村に応じた制度を検討していただけたらと思います。これは要望ということで。

あともう一点、防災リーダーという部分で、防災リーダー養成講座とか、またそういった方を初級・上級に分けて養成されているということですが、防災リーダーの養成対策がなされた中で、具体的な取り組みを少し掘り下げてお伺いしたいと思います。

細田防災危機管理課長 具体的な取り組みであります。災害発生時に地域の自治会単位において、初期消火や要支援者の避難誘導などを行う人材を地域防災リーダーとして育成することとしまして、地域県民センターごとの県下4圏域で講座を開催しまして、昨年度の549人と合わせて、これまでに5,594人を養成しております。

また、救助・救出、避難所運営等の防災に関する、より専門的な知識や技術に加えまして、地域で発生する災害の特徴を理解するため、地域の災害史などについても学ぶことができる講座を開催しまして、その修了者を甲斐の国・防災リーダーとして、昨年度の77人と合わせて、これまでに467人を養成したところであります。

大久保委員 防災リーダーの養成ということで、これは初級、上級とあるんですけれども、当初何人を予定されてこういった数字になったのかということと、やはり防災リーダーも初級を受ければ、ブラッシュアップといいましょうか、それをもとにちょっと高いステージでいろいろとまた防災士の仕事に取り組んでいただく必要がある中で、その初級、上級というのはどういった連携といいましょうか、どういう位置づけなのか、お伺いしたいと思います。

細田防災危機管理課長 ただいまの初級、上級ですが、初級の部分が、先ほど御説明いたしまし

た地域県民センターごとの4圏域で講座を開催して養成します地域防災リーダーですが、この方々は自治会単位で活動した方々としておりまして、その上級に当たる部分が、この甲斐の国・防災リーダーとなりまして、もう少し上級の講座等を取得して、もう少し広い地域でその地域防災力の向上等に取り組む方々としております。

大久保委員 今、具体的取り組み、こういった部分がありました。そういった取り組みが実効性のある地域防災力向上に向けて、こういった効果があり、また、これを踏まえて今後こういった対策がなされ、どういう検証をされたのか、お伺いしたいと思います。

細田防災危機管理課長 効果としましては、その防災リーダー、また甲斐の国・防災リーダーを積極的に養成することによりまして、地域防災力を支える自主防災組織の中心的な役割を担うことができる人材の育成、確保が図られたところであります。

また、今後であります、本年度から防災リーダー同士のネットワークを構築しまして、事例発表、また情報交換を行うこととしておりまして、そういったことにより、相互の連携を高め強めるということで、さらに地域防災力の強化を図ることとしております。

大久保委員 最後に、要望というような形で、私が20年、四半世紀前に消防団に入っていたころと比べて、一番大きな変化というのは、言うまでもなく核家族化の進展と個人情報保護という観点で、昔は向こう3軒両隣というように地域でのコミュニケーションがとれていた。今はともすると都市部は、隣は何をする人ぞというように、お互いの生活にかかわらないとか、そういった部分が非常に懸念されておりました。こういった流れはどんどんまた加速度的に進むかと思われまので、ぜひどこを切っても金太郎的な市町村のサポートではなくて、地域をしっかりと検証しながら、きめ細かいこういった人材育成、サポート、フォローをお願い申し上げて、質問とさせていただきます。

(リニア工事に伴う土地貸付料について)

杉原委員 それでは、先ほど河西委員からリニアに関する質問がございましたけれども、私は別の視点から質問させていただければと思います。説明資料リの1にございますリニア工事に伴う土地貸付料について伺います。

この土地につきましては、笛吹市境川町内の土捨て場を整地した上で、JR東海へ資材置き場として貸し付けているものであると承知をしております。この土地ですが、山間部の多い境川地内において20ヘクタールもの、段差はありますけれども、平たんな土地ということで、地元住民がこの活用についてかなり高い関心を持っているところでございます。

そこで、現状貸し付けをしている土地でございますが、工事終了後、その土地の利活用について、県ではどのようなお考えをお持ちなのか、教えていただければと思います。

石寺リニア推進課長 この貸し付けております土地につきましては、リニア本線のガイドウェイの製造、保管用地といたしまして、JR東海に貸し付けているものでございます。貸し付け終了後の具体的な活用につきましては、今後、社会経済状況等を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

杉原委員 今後検討なされるということですが、境川の原地区というところでは、

この土地の利用について検討会が既に行われていると聞いております。県の方針を定めるに当たりまして、地域住民の意見を踏まえて計画を進めるのがよろしいのではないかとと思いますが、今後、住民を交えた意見交換会、または工事の進捗の説明会など、地域住民との接点づくりを県ではどのようにお考え、または計画があるのか、伺います。

石寺リニア推進課長 笛吹市境川町内の土捨て場につきましては、建設当初から地元の皆様と話し合いを重ね、事業を進めてまいりました経緯がございます。また、土捨て終了後の現在のＪＲ東海等との貸し付けにつきましても、地元の皆様に御説明し、御理解を得た上で行ってきたところでございます。

また、この土捨て場につきましても、年２回、県、ＪＲ東海、地元の皆様との定例会において、現在のＪＲ東海の貸し付けの中のいろいろな問題について御意見等をいただき、話し合いを行っているところでございます。

貸し付け終了後の今後の活用方針につきましても、笛吹市を初めとする地元の関係者の皆様方と調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

杉原委員 その土地は、新しく建設されますリニア山梨県駅にも近い、笛吹市内でも一番西側、甲府と隣接する土地でもあります。開通後、速やかに有効的な利活用ができますように、希望をお伝えいたしまして、私の質問を終わります。

(リニアの見える化とリニア環境未来都市の整備について)

小越委員 主要施策成果説明書２７、１３１ページ、説明資料のりの３ページ、リニアの見える化、リニア環境未来都市について質問します。

リニアの見える化の具体的な内容と成果について伺います。

石寺リニア推進課長 これまでは、リニアの走行する姿を一つの観光資源として捉え、見える化につきましても、沿線地域の市町と情報交換を進めてきたところでございますが、昨年来、用地交渉など事業が具体化するに伴いまして、環境対策工として防音壁に変わり、防音防災フードの設置を要望する声が強くなってきていると認識しております。

このため、県といたしましても、現在手続中の騒音に係る環境基準の指定を踏まえた上で、沿線市町及び沿線住民の皆様の意向や防災に最大限配慮した対策を講ずるようＪＲ東海に対し、強く要請してまいりたいと考えております。

小越委員 ということは、これは主要な成果ではなく、むしろ見える化を断念したということで成果説明書に書くべきだと私は思います。

次に、リニア駅周辺整備基本計画中間取りまとめにおいて、１時間に２本停車するということを前提とした根拠は何でしょうか。

石寺リニア推進課長 リニア駅周辺整備基本計画におきましては、駅周辺の施設規模等を検討する必要から、リニア環境未来都市整備方針の考え方を踏まえた定住促進、またインバウンド観光客の増加を考慮いたしまして、１時間に上下それぞれ最大２本停車することを見込んだところでございます。

小越委員 利用人数をそれまでの１万２，０００人から１万９，０００人と上方修正した理由は何ですか。

石寺リニア推進課長 リニア環境未来都市の整備方針の考え方を踏まえ、定住促進、インバウン

ド観光客の増加を考慮し、最大2本停車することを見込んだため、従来の1時間に1本というところから、最大といたしまして1万9,000人という数字を出したところでございます。

小越委員 ということは、1時間に2本停車するという根拠は、JR東海と確認されているのでしょうか。

石寺リニア推進課長 停車本数につきましては、具体的には開業の半年前ぐらいに駅名とかダイヤが表示されるものと承知しております。現在の1時間に1本というのは、平成22年の交通政策審議会において、JRが示した一つの目安というものでございます。これまでも整備新幹線におきましても、開業時1本であったものが、数年後1時間に2本になるような事例は多々ございますので、駅周辺の施設規模を決めるためには、最大としての数字を求める必要があることから、県として判断して推計を出したものでございます。

小越委員 それは、あくまで県としての希望的観測であって、何の根拠もないわけです。今回中間報告で県民意見の募集をしたと思いますが、どんな意見が出されたのでしょうか。

石寺リニア推進課長 この県民意見の募集につきましては、最終的なパブリックコメントという形ではなく、検討過程におきまして、県民の皆様様の御意見を聞きたいということから、平成30年11月16日から12月7日まで意見募集を行いまして、7件意見が寄せられました。主な意見としましては、観光客等がリニア山梨県駅でおりる明確な理由をつくることが重要であるとの意見や、水害に強い駅周辺整備をすべき等の意見をいただいたところでございます。

小越委員 そのような意見は、今回の報告の中に生かされているのでしょうか。

石寺リニア推進課長 県民意見をいただいた後の会議の資料の中では、検討の中に取り入れてございます。

小越委員 結局、そうは言いましても、年度内の報告が断念となっております。この環境整備周辺にかけた事業費が結果として泡になってしまったので、そのことについてどうお考えでしょうか。

石寺リニア推進課長 これまでの検討してまいりました基本計画につきましては、事業主体や資金負担のあり方など、重要な要素につきまして調整検討に至っておらず、実現可能性についても慎重に検証しなければならないという考えに基づきまして、中断したものでございます。

これまでのリニア環境未来都市整備方針、また基本計画の検討過程で得られました調査結果等につきましては、今後有効に活用できるものは引き継いでまいりたいと考えております。

また、検討内容や委員からの貴重な御意見につきましても、現在開催しておりますリニアやまなしビジョンの全体会議等にもしかり生かしてまいりたいと考えております。

小越委員 そもそも1時間に2本停車するということの根拠もなくつくったものです。リニア周辺整備は、県民の意見がなかなか反映されず、結果として成果物も出てき

ませんでした。そもそも拙速であり、数合わせの根拠のない提案が原因だと思います。4,523万円が泡になってしまいました。このことについて不当だと指摘しておきます。

(子供の貧困対策について)

次に、子育て支援、子供の貧困対策について伺います。幾つも部局にまたがっておりますので、まず子育て支援局、主要施策成果説明書66、99ページについて伺います。

先ほど宮本委員から、地域コーディネーターについて質問がありました。地域コーディネーターの答弁の中で、学習支援につなげていきたいという答弁もありました。最も貧困にあえいでおります生活困窮世帯に学習支援をしたと考えておりますが、その実績について、人数、実施自治体、回数について、まずお伺いします。

土屋子ども福祉課長 コーディネーターを養成いたしまして、5市においてネットワークが構築されたということ为先ほど答弁させていただきましたけれども、この5市においても、学習支援を実施しておりますので、そこに直接コーディネーターがつなげた件数というのは、承知しておりませんが、教育ですとか福祉ですとか、連携を密にしながら、そういう学習支援にもつないでいただいているものと考えております。

小越委員 そのコーディネーターだけでなく、全体に生活困窮世帯の学習支援を昨年度やっていると思うんですけども、その実績についてお伺いします。

土屋子ども福祉課長 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中高生53名から参加申し込みがありまして、公民館ですとか生涯学習センターなど、県内7町村7カ所で実施しております。

小越委員 その回数は何回ぐらいやっているんですか。

土屋子ども福祉課長 1市町村当たり36回以上ということで開催をしております。

小越委員 先ほど宮本委員の質問の中にもありました子供の貧困は、山梨県の場合、10%ぐらいだと言っております。先ほど53人という言葉がありましたけれども、子供の貧困10%の人数に対して、この53人は何%に当たるんですか。

土屋子ども福祉課長 県では町村部の子供を対象に学習支援を実施しておりますけれども、対象者自体が中学生約260人ということで、その割合ですと、中学生43人参加しておりますので、16.5%となります。高校生については8名が参加しておりますので、高校生全体については1%に満たないといったような数字になると考えております。

小越委員 子供の貧困が10%と言いましたが、その子供の貧困が10%の子供たちに対してどのくらいかと聞いているんです。

土屋子ども福祉課長 子供の貧困につきましては、18歳未満の子供を対象にしているということで、この学習支援については、中高生を対象としているということで、その全体の18歳未満の子供に対する今回の学習支援の割合については、積算はしてお

りません。

小越委員 今回その53人ですけれど、効果とか課題とか、どんなことを分析されていますか。

土屋子ども福祉課長 この学習支援につきましては、高校の進学ですとか、その後の進路を考えまして、中高生を対象としておるところですけれども、実際に学習支援を受けた中学生につきましては、全て高校に進学をしているといったようなこと、また授業実施後の子供や保護者へのアンケート結果では、勉強への興味が持てたとか、わかるようになったときに達成感を味わえたとか、あるいは机に向かう時間がふえたといった声をいただいております、効果があると思っています。

一方で、この学習支援につきましても、平成28年度から実施してきたところですが、送迎の問題ですとか、集合型がいいのか、訪問型がいいのかとか、あるいは部活との両立ですとか、そもそも学習意欲の問題というようなこともあって、この学習支援の場に出てきていただけるお子さんにつきましては、しっかりと支援ができるのですけれども、やっぱり出てこない子供もいます。対象となる家庭につきましては、全て周知をしているわけですが、そういった課題については、これから検討していきたいと考えております。

小越委員 やはりそのアプローチの仕方ですよ。予算をつくってやればよいというものではなく、やっぱりアプローチの仕方も含めて、検証課題があると思います。でも達成感が出られたり、全ての子供たちが進学できるという効果は必ずありますので、もっと幅広く予算もつけて、アプローチの仕方も考えていただきたいと思います。

(総合競技場検討費について)

次に、総合球技場検討費について、主要施策成果説明書86ページ、説明資料の政の4ページの総合球技場検討費について伺います。

県民にアンケート調査をしておりますが、球技場利用者や周辺住民だけで、無作為抽出の県民抽出をしなかったのはなぜですか。

染谷政策企画課長 まず、アンケートにつきましては、総合球技場に併設した場合に、利用したい施設について尋ねるものであります。

その調査対象につきましては、外部有識者などから成る基本計画検討委員会に諮りましたところ、実際に利用する可能性の高いニーズの把握が重要であるとの御意見をいただきました。その意見を踏まえまして、ホームページでの調査と合わせまして、小瀬スポーツ公園利用者、各種競技団体、それから近隣住民へのアンケート調査を実施したところでございます。

小越委員 このアンケートで一番答えたのは、陸上競技場利用者の50%です。そのうちサッカーの観戦者が40%です。利用者からすればいい施設、立派な施設になるのは当たり前です。県民みんなの球技場という、確かコンセプトだったんですけど、それからずれているのではないのでしょうか、いかがですか。

染谷政策企画課長 アンケート調査は、先ほど申し上げましたとおり、ホームページでの調査を行っております、調査の結果では全体で2,500件を超える回答をいただいております。そのうち先ほども申し上げました公園利用者、各種競技団体、それから近隣住民以外の県民の皆様からもホームページを通じて1,300件を超える

回答をいただいているところでございます。

小越委員　　そもそもどんなものが必要かということで、建設ありきでアンケートをつくっているのではないかと思います。それでも報告書の中で5,000万円から8,000万円の赤字になると示されました。アンケートをもって県民総意ともいえませんし、この大きな赤字が毎年計上されるという報告書を受けて、県はどのようにお考えでしょうか。

染谷政策企画課長　総合球技場につきましては、県民の皆様の御懸念に対しまして、正面から向き合い、財政負担や機能面などについて現在検討を進めているところでございます

今後につきましても、総合球技場を県民の皆様にとって、魅力ある施設とすることができるかどうか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

小越委員　　結局、この報告書は出ましたけれども、方向性が建設ありきで赤字のことが心配されて、全く逆の方向になっております。この総合球技場検討費について、これからの使い方について検討をするべきだと思います。

(男女共同参画、ジェンダー平等の施策について)

次に、県民生活部、男女共同参画ジェンダー平等の施策について伺います。

歳入歳出決算報告書130ページの男女共同参画費に含まれております昨年から開設されました山梨県性暴力被害者サポートセンターについて伺います。

まず、このセンターの運営委託料の内訳と不用額についてお伺いします。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　センターの運営委託料につきましては、予算額684万4,000円に対しまして、決算額494万4,000円余で、不用額は189万9,000円余となっております。

運営委託料の決算額の内訳ですけれども、人件費等の運営費が400万4,000円余、広報啓発費42万3,000円余、法律相談やカウンセリング、産婦人科医療に係る支援費が25万2,000円余などでございます。

小越委員　　この494万円余の決算ですけれども、国からの交付金、補助金というか、それはどのくらいだったのでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　運営委託料のうち、国からの交付金は220万6,000円余となっております。

小越委員　　その220万円余は、人件費の分だと考えてよろしいのでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　人件費、広報啓発費、研修費、それぞれの分でございます。

小越委員　　昨年からこれは開設したんですけれども、本当は24時間365日の開設をと国は求めておりますけれども、山梨県は24時間365日にしませんでした。それはなぜでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　このセンターの開設に当たりましては、開設の前年度に、医師、臨床心理士、弁護士などの専門家を構成員とする

支援連携会議の中で検討を重ねたところでございます。

その中で、まずは体制を整えやすい平日昼間を基本として開設し、開設後の相談件数の実績や相談者のニーズを把握した上で、協力病院、弁護士会等の関係機関や専門家の意見を伺いながら、検討をしていくこととしたところでございます。

小越委員 といいますと、昨年度の実績について、これは多いと思っているのか、少ないと思っているのか、この体制のままでいいと思っているのでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 昨年度200件を超える相談がございましたけれども、まだ1年目ということで、ことしの実績もまだ出ておりませんので、今後を踏まえながら検討していきたいと考えております。

小越委員 そもそも200件を超える中で人件費が約494万と400万円、1人の常勤、それから非常勤の方も含めると、とても人件費が少ないと思うんです。この人件費をふやさないと体制強化にならないし、24時間365日にはならないと思うんですけど、その人件費分を増額するように、国に要望したりとか、そういうことをしなかったのでしょうか。また、県が負担することはなかったのでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） まだ1年たったところでございますので、今後の実績を見ながら検討していきたいと考えております。

小越委員 やはりこの人件費をしっかりと確保しないと、24時間365日の開設にならないと思います。200件を超える相談、ことしももっとふえております。この体制がしっかりと整えば、もっと相談がしやすくなりますし、女性の性暴力被害者の方々のサポートももっと充実します。それから、普及活動もできると思います。国に対してこの交付金の増額をしっかりと要望するとともに、365日24時間の開設に向けて検討をお願いしたいと思います。

それから、今回男女共同参画の平成30年度の年次報告も出されておりました。これは男女共同参画の今までの到達点ですけれども、このジェンダーという言葉が、今回この中には入っておりません。男女共同参画から一歩前進して、ジェンダー平等という概念を入れるべきだと思うんですけれども、そのことについてどうお考えでしょうか。

小田切県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） このジェンダー平等の基本的考え方は、現在策定を進めている山梨県総合計画の基本理念とも軌を一にしているものがございます。その部門計画となります山梨県男女共同参画計画におきましても、この総合計画との整合性を図る中で、ジェンダー平等の実現を目指して男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

小越委員 ぜひ総合計画、それから男女共同参画計画も改正する中で、ジェンダー平等の言葉も入れて、全般のジェンダー平等推進のために全力を挙げていただきたいと思っております。

（中部横断道開通に伴う地域活性化の取り組みについて）

望月（利）委員 主要施策成果説明書27ページ、中部横断道開通に伴う地域活性化への取り組みについて、幾つか伺わせていただきます。

この施策に対しては、総合政策部と観光部にまたがるので、総合政策部の部分

から聞いていきたいと思っております。

まず、中部横断道ですが、「君は太平洋を見たか、僕は日本海を見たい」、そのキャッチフレーズによって、本当に私も学生のころから、その夢のある道路だということで、2020年には南部区間が開通するというところでございます。

そして、あと10日、11月17日には富沢インターチェンジから南部インターチェンジがいよいよ開通してくるという状況。本当に地域は夢を持って迎え入れている状況でございます。

しかしながら、その負の部分といいますか、ストロー現象、あと通過点になってしまうのではないかという心配というのは、地域にはかなりございます。

その中で、県では平成28年3月に中部横断道沿線地域活性化ビジョンというものを策定していただきまして、そのビジョンの中で、中部横断道沿線地域活性化ビジョン推進協議会というものを設置していただいたということです。

まず初めに、この協議会ですが、中部横断道の開通を沿線地域の活性化につなげることを目的とするということで聞いておりますが、昨年度に開いた会議ではどのような内容であったのか、お聞かせください。

津田地域創生・人口対策課長 平成30年度の会議につきましては、沿線の市町、国、経済団体、有識者など、25名の出席により7月に開催しましたが、中部横断道の整備の進捗状況について、国から説明があり、各市町からは開通の効果を生かした観光客増加や企業誘致に向けた取り組みの報告がありました。それに対して、有識者の委員から沿線地域の連携が重要といった御意見をいただいたところでございます。

望月（利）委員 沿線地域の連携が重要というのは、前から言われていることでございます。このビジョンの前の構想で中部横断道沿線地域活性化構想というのが平成21年からあって、そのころから今の連携という部分が重要だといわれている中で、いよいよ南部区間の開通が迫る中で、意見交換をするだけではなくて、具体的に成果を出していく時期になっていると思っておりますが、昨年度の会議では、どのような成果が出てきたのか、お聞かせください。

津田地域創生・人口対策課長 昨年度の会議におきましては、市町ごとにそれぞれの取り組みの狙いですとか施策を整理して、それぞれ資料を作成し、説明をいたしました。それによりまして、各市町の誘客や企業誘致の取り組みが具体的にどこまで進んでいるか、また特色は何かといった情報を協議会メンバーが共有し、沿線地域としての活性化に向けた機運の醸成を図ることができました。

また、この市町の資料を県ホームページに公開したことにより、広く県外の方々に向けて市町の取り組みについての情報発信を行うことができたのも、会議の成果と考えております。

望月（利）委員 このビジョン推進会議のメンバーですけど、県とか沿線自治体、産業界、大学、金融機関ということで、ある程度充て職的な形ですね、例えば町長さんとかがその中に入っているということで。今御報告があったとおり、県のホームページで公表したということ、よくあることでございます。要望といたしましては、もっと地域で暮らしているの方々、地域で経済活動をしているの方々、そういった方々にもこういう情報を、そして沿線地域全体で統一感を持って、横串を刺して、同じ方向を向いてやっていくんだよということ、そういったビジョンをもっともっと発信して行ってほしい、そういう仕掛けをして行ってほしいと思っておりますが、県外から来た方々は、その自治体の境界というのはわからず、観光ということで来ていただくということですが、非常に大きな観光ということで、期待を持って

いますが、本年度以降、取り組みとして、次の仕掛けとしてどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

津田地域創生・人口対策課長 中部横断道の沿線の地域の市町では、例えばインターチェンジに近い道の駅などの観光拠点を強化して、そこから各地区への誘客を図るなど、それぞれの取り組みが今定着しつつあるところがございます。

こうした状況を踏まえまして、本年度の協議会では、沿線市町の観光拠点への立ち寄りを観光客に呼びかけるような展示を、道の駅なんぶにおきまして、この11月から12月にかけて行う予定としております。

今後も各市町の取り組みの情報共有を行うとともに、それを沿線地域全体の魅力として、県外また県内の方々へ情報発信をしていきたいと考えております。

望月（利）委員 峡南地域沿線の活性化ということで、それぞれのセクションがしっかりと共通認識を持って、また全体が市町村の垣根を越え、そして、業の垣根を越え、全体が活性化に向けて努力していったほしい、その仕掛けをさらにしてほしいということをお願い申し上げながら、私の質問を終わります。

質 疑 森林環境部、観光部、教育委員会、人事委員会事務局関係

（キャリア教育・職業教育の充実について）

望月（勝）委員 主要施策成果説明書の77ページのキャリア教育・職業教育の充実について伺います。

まず、高校生が県内の各種企業等での職業体験により、自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自分を生かそうとする意欲や能力、また勤労観や職業観を育成するためにも、高校生のインターンシップは非常に有意義であると考えます。また、峡南地域の新設校においても、こうした人材確保、高校生の人材確保というものがこれからの社会のためにもなるのではないかと伺います。

そこで、インターンシップ推進のための地域連絡会議とは、どのような目的で開催し、どのようなメンバーによって構成されているのか、伺います。

廣瀬高校教育課長 インターンシップ推進のための地域連絡会議は、高校生のインターンシップを円滑に遂行するため、地域社会や産業界へ周知し、受け入れ先事業所の確保及び学校との調整を行うほか、実施にかかわる課題や問題点の提起と解決に向けての検討、スムーズな運営などを目指して情報交換を行っております。

地域連絡会議につきましては、ハローワーク、中小企業団体中央会、教育事務所、高校の担当で組織をしております。全体会及び中北、峡東、富士・東部、峡南の4つの地域で教育事務所単位に分かれて分科会を行っているところでございます。

望月（勝）委員 今の説明だと、県内を4ブロックに分けて、その教育事務所を中心にハローワークとか、そうした全ての人材的な人間的なもの高校生の教育育成というものに対してやっていくということで、ございますが、これからも期待をするところでございますので、よろしくお願ひします。

インターンシップ推進のための地域連絡会議の役割はよくわかりました。次に、キャリア教育の内容について伺います。

自己を理解し、具体的なビジョンに基づくキャリアプランニング能力を育むためには、高校でさまざまな体験活動を積んでいくことが必要であると考えます。

そこで、成果説明書には、実践型体験学習プログラムの実施とありますが、このプログラムとはどのようなものでありますか。また、具体的にどのような事例があるのかを伺います。

廣瀬高校教育課長 実践型体験学習プログラムは、講話等だけではなく、生徒自身が実際に体験をしたり意見交換をすることで、学びを深めるプログラムでございます。

このプログラムは、ワークキャリア体験事業と社会参画体験事業から成りまして、このうちワークキャリア体験事業では、職業観や勤労観を育成することを目的としまして、先端研究体験や地元企業見学などを行っております。

また、社会参画体験事業では、社会参画意識や国際的視野の育成を目的としまして、模擬投票ですとか、防災教育、国際交流などを実施しております。

望月（勝）委員 今の説明だと、生徒たちの自主性を重んじるような、そうした体験学習、そうしたものを重点的に取り入れながら、県立高校とか、また各私立高校も同じだと思うんですけど、そうした県として指導をしていくということと理解をしました。

次に、職業教育について伺います。

専門高校の生徒の知識や技能向上を図るための取り組みは大変重要であると考えております。また、専門高校の生徒が企業へ就職するに当たっては、さまざまな資格を取得していることが、就職活動において有利になると考えます。そこで、工業系高校生の2年・3年生の技能検定等国家資格取得の延べ人数割合は、平成30年度の実績が92.2%とのことですが、目標設定時と比べて進捗はいかがか、その辺の状況をお伺いします。

廣瀬高校教育課長 平成28年度から実施をしております工業系高校生実践的技術力向上事業におきまして、資格取得の延べ人数割合を目標値と掲げてまいりました。目標値は平成27年度の実績値76.4%を基準といたしまして、平成30年では80%と設定をいたしましたところ、平成30年度の実績値は92.2%で、目標を大きく上回っている状況でございます。

望月（勝）委員 今の説明だと、80%台の目標だったけれど、実際には92.2%という平成30年度の実績が出たということで、これからも非常に期待をするわけですが、そんなことを要望しながら、私の質問を終わります。

（やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催について）

河西委員 成果説明書の111ページの⑦、やまなしの魅力の発信に、やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催とあるわけですが、これについて何点かお伺いしたいと思います。

まず、このやまなしサポーターズ倶楽部とはどのようなものでしょうか、お聞きします。

瀧本観光プロモーション課長 本県の魅力を広く発信するため、高い発信力を有しております本県にゆかりのある在京の経済人、文化人などに、やまなし大使に就任をいただいております。やまなしサポーターズ倶楽部は、やまなし大使の交流の場を意味する言葉でありまして、年1回、都内でやまなし大使らが集うやまなしサポーターズ倶楽部交流会を開催しております。

河西委員 山梨ゆかりの経済人とか、やまなし大使の交流会ということで言われましたけども、これは毎年行われておるようでありまして、その内容、またその状況はどんなものか、教えていただきたいと思っております。

瀧本観光プロモーション課長 やまなしサポーターズ倶楽部交流会は、大使同士の交流によりまして、山梨県の応援の和が広がることなどを期待しまして、平成19年度から年1回都内で開催をしております。昨年度は「大切な人に贈りたいやまなし～大切な人と旅したいやまなし～」というテーマのもとやまなし大使など316名が参加されました。おおむね好評でありましたが、開催日が1日の限定でありまして、参加できないというような不満や、機会があれば実際に山梨を訪ねて、もっと多くの情報を知りたい等の声がございました。

河西委員 今の話ですと、開始してから13年ぐらい続けているということですがけれども、成果が出ていると思っておりますか。それとも、これからまた続けていくのか、続けていくためには、内容の見直し等も考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

瀧本観光プロモーション課長 毎年の交流会におきまして、大使に本県の魅力をPRしていただくように、工夫はもちろんしてございまして、情報発信などをしていただいております。

情報発信の件数等は横ばいの状況というようなこともございまして、やまなし大使の皆様が、より活発に情報発信を行ったり、精力的に活動いただけるよう、今後事業の見直しを検討してまいりたいと考えております。

河西委員 見直し等を考えているようですが、見直しというのはどんなようなことを考えていますか。

瀧本観光プロモーション課長 先ほど昨年度の開催の状況という中で、おおむね皆さん好評ではありましたが、開催日が1日限定というようなこともあったり、その都合で参加できないというような声があったり、あるいは機会があれば、山梨を訪れてみたいというような声もありましたので、そういうような内容を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

河西委員 今の話ですが、ぜひ内容等をしっかり見直ししながら、さらに意義ある交流会にしていきたいと思っております。

(いじめ・不登校対策等の推進について)

次に移ります。主要施策成果説明書の77ページ、いじめ・不登校対策等の推進についてお伺いをいたします。

いじめ・不登校を初めとした学校現場の諸課題に対しては、教育相談、あるいはスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーの配置や訪問など、県としてさまざまな対策を行っていることは承知をしております。これらの中で、総合教育センターによる面接相談及び電話相談について若干質問をさせていただきたいと思っております。

相談内容の一例として、成果説明書には、いじめ・不登校の相談件数を挙げてもらっているところではありますが、面接と電話を合わせると年間3,000件を超えておるということでもあります。いじめ・不登校以外にもいろいろな相談があると思っておりますが、まずどのような相談内容が多いのか、その点をお教え願いた

いと思います。

小田切教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 相談につきましては、やはりいじめ・不登校に関する問題が最も多い状態であり、面接相談の約70%、電話相談の約15%の割合を占めております。そのほか、面接相談におきましては、情緒問題とっておりますが、自閉傾向や学習障害などの問題の相談、あと学校での問題ということになりますけれども、教師に対する不満や集団行動が苦手といった相談などが多くなっております。

また、電話相談におきましては、先ほど同様の学校での相談、問題を初めまして、友人とのトラブルなどの交友関係の問題とか、家庭内暴力などの家庭問題などが多くなっているところ です。

河西委員 学校現場や児童生徒に特有な相談内容だということがわかりました。これらの解決に向けて、面接相談や電話相談を実施して問題の早期発見、早期対応に努めることは大変重要だと思っております。これらの相談は、子供や親など、誰から来るのが多いんでしょうか。電話相談では、恐らく匿名が多いのではないかと思いますけれども、わかる範囲で内容を教えていただければと思います。

小田切教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 昨年度の相談があった案件のうち、面接相談につきましては、保護者から約98%、教職員からが2%と、ほとんどは保護者からということになります。電話相談につきましては、今、委員御指摘のとおり匿名が多いので、わからないというところもあるんですが、相談内容等から分類いたしまして、保護者からが約41%、児童生徒本人からが約28%、教職員からが2%ということとなっております。

河西委員 この成果説明書には、児童生徒、保護者及び教職員の不安や悩みの軽減、解消に寄与したとありますけれども、教育相談においては、問題解決に向けて具体的にどのような対応を行ったのでしょうか、事例があったら、それも教えていただきたいと思っております。

小田切教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 一例を挙げますと、小学校高学年の児童の学校でのからかいとか暴言を受けまして、不登校となった事例がございます。保護者から学校への不信感もあり、電話相談がきっかけとなりまして、その後面接相談のほうで状況を把握した上で、総合教育センターから学校側へ協議を提案しまして、月1回の割合で面接相談とともに、学校を交えた会議を開催してきた結果、7カ月後には本人が終日登校できるようになったという事例がございます。

この事案のように、総合教育センターへの相談をきっかけとしまして、長期間にわたる支援が必要にはなるかと思うんですが、状況の改善が見られる事例も多くありまして、今後とも相談者の気持ちに寄り添いながら、関係機関との連携を図り、問題の解決に向けて支援を行っていききたいと思っております。

河西委員 いずれにしても、次代を担うかけがえのない子供たちでありますから、このいじめ・不登校になったり、またひきこもりとかにさせてはいけないというわけがあります。ぜひ今後とも家庭、学校、それからまた地域が連携してしっかりこの問題に対応していただきたいと思っております。

（清流浄化対策の推進について）

久保田委員 主要施策成果説明書の117ページ、清流浄化対策の推進についてお伺いします。

公共下水道や農業集落排水施設などが整備されていない地域においては、汚水を浄化するために設置が義務づけられているのが、台所、風呂などの生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の整備であります。この合併処理浄化槽の整備は重要であると考えております。合併処理浄化槽の整備により、水の汚れの度合いを示す指標であるBOD除去率は90%以上になるということなので、積極的な設置が求められていると思います。

そこで、浄化槽対策費として5,785万2,000円執行していますが、この補助制度開始から現在まで、合併処理浄化槽がどの程度整備されたか、お伺いします。

渡辺大気水質保全課長 県では、下水道計画区域外等で合併処理浄化槽を設置しようとする者に設置費用を助成している市町村に対し、浄化槽設置整備事業費補助金として設置費用の一部を補助しております。

この制度により、合併処理浄化槽が平成30年度は462基、この10年間では6,525基、平成元年度の制度開始からは1万7,628基整備されております。

久保田委員 整備費の補助が1基当たり金額的にどのくらいですか。

渡辺大気水質保全課長 整備費の補助につきましては、基準額が33万円余ぐらいになっておりまして、その額をそれぞれ県、国、市町村が3分の1ずつ補助をしております。

久保田委員 わかりました。

次に、河川の汚れを防止し、清流を守っていくためには、合併処理浄化槽以外にも下水道などを含めた施設整備を総合的に進めていくことが必要だと思います。全国で汚水処理人口普及率は90%を突破していると報道で以前聞いたことがありますが、本県の合併処理浄化槽や下水道などの生活排水処理施設がカバーする人口の割合は、昨年度はどの程度上昇したのか、伺います。

渡辺大気水質保全課長 県では、生活排水処理施設整備構想を策定いたしまして、中期目標年度を令和7年度末にしており、整備率を88.9%に設定し、下水道や合併処理浄化槽の整備に計画的に取り組んでいるところでございます。

昨年度末の整備率は83.2%となっております。構想策定時の基準年度が平成7年度になりますが、それから46.5ポイント上昇しているところでございます。

久保田委員 努力されているなと思っております。

次に、合併処理浄化槽や下水道などの生活排水処理施設の整備については、長期的な計画に基づき推進しているとのことですが、本県の中で地域によれば、例えば山間地域など住宅が少ない場所は、下水道整備計画のないところも多くあると聞いています。そのような地域は、下水道というよりも、合併処理浄化槽の整備が必要かと思いますが、さらに合併処理浄化槽の整備率を上げていくためには、どのような取り組みをしているか、お伺いします。

渡辺大気水質保全課長 合併処理浄化槽の設置が義務化されたのが平成13年で、それ以前の単独処理浄化槽の新設は、平成13年に禁止されておりました。平成13年以前の

建物の多くは、現在も単独処理浄化槽が設置されており、それらについて合併処理浄化槽への転換を進めていくことが重要でございます。このため、市町村広報紙などを通して、合併処理浄化槽の設置には補助制度があることを周知してきているところでございます。

今年度は国の補助制度が改正されまして、合併処理浄化槽に入れかえるために必要となる宅内配管工事費についても、補助対象とされましたので、この国の制度の活用も図りながら、市町村と協力し、合併処理浄化槽の整備を推進してまいります。

久保田委員

下水道の件ですけど、本管から取り入れ口まで設置してあるんですけど、使用しない家庭がものすごくあるんですよ。特に南アルプス市は相当に多いんです。市議会議員のときには言ったんですけれど、それを義務化あるいは条例にしたらどうだというけれど、条例にすると二、三年かかるということで、私は県議会議員になったから、そのままになってしまったんですけど、ぜひ流域下水道を使用するよう、市町村に進めてほしいなと思っておりますが、よろしくお願ひします。

また、さらに引き続き市町村に協力し、制度の活用を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ入れかえを進めていただきたいと思っております。

(観光施設費(登山道)について)

平成30年度の一般会計の歳入歳出決算説明資料の観の4ページ、観光施設費について、何点か伺います。

10月11日、大変大型で強い勢力を保ったまま静岡県伊豆半島に上陸した台風19号が、本県を初め東日本各地に記録的な雨と甚大なる被害をもたらしました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

本県においては、道路や橋梁、鉄道などが大きな被害を受け、交通が分断されるなど、県民の皆さんには深刻な影響がありました。

県では、現在災害復旧対策本部を設置し、インフラ、流通などの復旧に努めていると承知しておりますが、今回の台風は秋の観光シーズンを直撃し、観光産業にも大打撃となっております。特に周囲を山に囲まれた本県は、今の季節は例年では天気がよく、紅葉がきれいで、その美しい景観を求め、多くの登山者が訪れる時期でもあります。

しかし、新聞報道によると、今回の台風は、土砂崩れや倒木などにより、登山道においても通行に障害が出ている箇所があると承知しております。そこで、登山道は県が管理しているもの、また市町村が管理しているもの、民間が所有しているものなど、さまざまな形で管理されていますが、県観光部で管理している登山道はどのくらいあるのか、まず伺います。

三井観光資源課長 県観光部で所管しています登山道は、合計で20路線でございます。まず、地域別に申し上げますと、八ヶ岳地域では美し森から観音平までの八ヶ岳横断歩道を初め5路線でございます。次に、南アルプス地域では、広河原から北岳を通り、間ノ岳までの広河原から中白根歩道を初め6路線でございます。次に、秩父・多摩・甲斐地域では、西沢溪谷を初め6路線、富士山麓地域では、三つ峠歩道を初め3路線ということで合計20路線でございます。

久保田委員

わかりました。

次に、この観4ページの観光施設費のうち登山道の維持などに関する事業が決算額としてどのくらいであり、またその事業によりどのような維持管理を行っているのか、伺います。

三井観光資源課長 まず、観光施設費のうち、観光施設整備費についてでございますが、県内を富士北麓、南アルプス、秩父・多摩・甲斐、八ヶ岳の4圏域に区分し、圏域ごとに維持管理業者に委託しまして、登山道などの観光施設について、災害による緊急工事や看板、道標、歩道の補修、または設置などの維持管理業務を実施しているところでございます。

次に、観光施設管理費についてでございますが、特に利用者の多い山中湖から南部町まで続く東海自然歩道、そして山梨市の西沢溪谷歩道など4つの歩道については、関係市町村に委託をしております、巡回パトロール、草刈り、看板などの補修を行っているところでございます。

久保田委員 最後に、登山道は急傾斜地や高山帯など自然環境の厳しい中にあるため、今回のような台風や雪害などで影響を受けやすいと思いますが、今後どのような維持管理を進めていくのか、伺います。

三井観光資源課長 委員御指摘のとおり、登山道は地形・気象条件が厳しい中にごございます。そのため、日常的な管理といたしまして、観光部職員などが定期的に巡回のパトロールを行い、状況確認を行うとともに、歩道、看板の補修等を継続的に実施してまいります。

また、このたびの台風19号のような災害等により、大規模な改修が必要な場合は、国の交付金を活用し、計画的に工事を実施してまいります。

今後も国、市町村、観光協会、山岳関係者など関係機関と緊密に連携いたしまして、安全で快適な登山道の整備に努めてまいります。

久保田委員 これで質問を終わりますけど、今、登山道が八ヶ岳から甘利山の麓、あるいは広河原まで行く線が、土砂で通行どめになっております。聞くところによると1年以上かかるというんですけど、なるべく早く通すようにしていただきたいと思っております。

(森林の観光・レクリエーション利用の促進について)

猪股委員 質問を2つさせていただきます。主要施策成果説明書35ページ、森林の観光・レクリエーション利用の促進について伺います。

森林は、水源の涵養、土砂災害、地球温暖化の防止など、多面的な機能を有しており、私たちの生活にさまざまな恩恵をもたらしています。中でも、近年、森林の癒やし効果が注目されております。県でも森林の癒やし効果を活用した地域産業との連携などにより、観光・レクリエーション利用を促進したとのことでありますが、どのように保健休養機能を活用し、森林利用の場を提供したのか、その内容について伺います。

斉藤県有林課長 県では、武田の杜など3つの森林公園と八ヶ岳の森を初めとしました12の森林文化の森を設置しております。この森林の有する保健休養機能を活用した観光・レクリエーション利用の促進に取り組んでいるところでございます。

主な内容につきましては、それぞれの立地環境を生かしまして、武田の杜では、森林の癒やし効果を活用しました森林セラピープログラムのほか、市街地に隣接します森林公園金川の森におきましては、気軽に参加できる森林体験プログラムやターゲットバードゴルフ大会などのスポーツ利用につきまして、市や地域の観光団体等と連携して実施しているところでございます。

猪股委員 次に、観光・レクリエーション利用を促進するためには、場の提供とあわせて、森林景観を地域の観光資源として活用していくことも重要であると考えております。県では、このために森林景観整備を9件実施したと成果説明書にありますが、その整備箇所と内容について伺います。

斉藤県有林課長 整備箇所につきましては、甲府市の昇仙峡渓谷沿いの県道7号線沿線、山梨市の帯那山、南アルプス市の櫛形山、北杜市の天女山、甲州市の源次郎岳、笹子雁腹摺山、中央市のたいら山、身延町の富士見山、湯之奥中山金山の9件でございます。全て関係する市町村から要望があった箇所でございます。

整備概要につきましては、良好な眺望を阻害いたします立木や登山道沿いの倒木などの危険木の伐採、案内板やベンチの設置などがあります。

なお、この整備は、平成25年度から、おもてなし森林景観創出事業として取り組んでおりました、これまでに県下17市町村55カ所を実施してきたところでございます。

猪股委員 今回の答弁で市町村からの要望を大体100%こなしているという解釈でよろしいかなと思います。県内外から引き続き多くの観光客が訪れるよう、地元市町村や観光団体等と連携した取り組みを一層促進し、森林の観光・レクリエーション利用を促進していただくことをお願いし、この質問は終わります。

(いじめ・不登校対策等の推進について)

次の質問に入りますけど、主要施策成果説明書の77ページ。先ほど河西委員の質問にありましたが、同じページになります。質問の趣旨がちょっと変わりますから、その辺はよろしくお願いいたします。

いじめ・不登校対策等の推進について伺います。

近年の学校現場では、暴力行為やいじめ、さらに不登校者の増加が著しく、社会問題となっています。このような状況の中、県ではきめ細やかな指導や道徳教育を初め、小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなど、さまざまな対応を行っていることと思います。

この成果説明書には、いじめ・不登校対策等に積極的に取り組むため、面接相談や電話相談を実施しているとあります。その内訳を見ますと、相談件数のうち約4分の3の2,331件が電話による相談だということです。このような非常に多くの電話相談への対応をどのような体制で実施されているのか、その辺について伺います。

小田切教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 総合教育センターにおきます電話相談の体制につきましては、24時間365日の対応ができますように、昨年度は22名の職員、この内訳としましては、正規職員の指導主事が1名と、非常勤職員が21名で、3つのグループに分かれまして、3つのグループといいますのは、昼、夜、深夜から早朝、その3つでございますが、その時間帯に分かれまして、交代で相談に当たる体制を整えていたところでございます。

猪股委員 何か問題が起こり、自力ではどうにもならない、また周囲にも相談ができないという場合に、いつでも電話で相談できる先があるということは、非常にありがたいことだと思っております。

一方で、24時間365日電話を受けられる総合教育センターや職員にとっては、何かしら苦勞があったのではないかと思います。そこで、先ほど答えていただいた相談を受ける体制について、無理はなかったかどうか、その辺について

伺いたいと思います。また、今後どのように相談体制を維持していくのか、その辺についても伺います。

小田切教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） やはり若干の苦勞がございまして、相談員につきましては、カウンセリング能力や、経験や実績等を有するとともに、休日や深夜帯の相談に対応してもらっておりましたので、毎年度20名以上の人材を確保するのに、とても苦慮していた状況でございます。

また、夜の部の配置に当たりました相談員は、深夜の帰宅になるため、防犯や安全上の問題も懸念されていたところでございます。

そうした課題もございましたので、今年度からですけれども、24時間365日の相談体制を維持するため、夜間と休日につきましては、電話相談に対応した豊富な知見や実績を持つ専門業者、全国的な業者でございますが、その業者に委託する形といたしまして、安定的な事業運営に現在努めているところでございます。

猪股委員

今、答弁を聞きまして、大変だなど。この先相談件数はふえるばかりの中で、体制を築いていくというのは大変だと思うし、今までいろんな面で協力していただいたボランティア関係の方にも本当にありがたいなという気持ちでいっぱいです。

この先、早目にしっかりした体制に築いていっていただけることと、件数が減ることはないと思います、その辺に十分力を入れていっていただきたいと思しますので、今後ともよろしく願います。

（木質バイオマスの利活用の推進について）

流石委員

木質バイオマスの利活用の推進についてお伺いしたいと思います。主要施策成果説明書35ページをお願いいたします。

私がこの質問をぜひしたいと思ったのは、やはり私の住んでいるところばかりではなく、山梨県中、立ち腐れのような木がいっぱい、特に台風、そういう災害がある、強風がある、そういうときに立ち腐れの醜い木がいっぱいあるというのが原点でございます。そのときに、この夏の誠心会の研修で、バイオマスの研修をいたしました。またここで山梨はどうなっているんだろうと思ひまして、今回質問させていただきます。

この木質バイオマスの利活用の推進では、県内の森林資源を有効に活用するためにとあるが、木質バイオマスの対象となる森林資源は、具体的にどのようなものか、教えていただければありがたいです。

鷹野林業振興課長 本施策におきまして、木質バイオマスの対象として利活用を推進しています。森林資源につきましては、森林の伐採や間伐などの作業におきまして、建築用などの利用ができないことから、これまで林内に放置されてきました枝や小径木、曲がり材のほか、製材工場で製品を加工する際に発生する製材端材などを対象としているところでございます。

流石委員

まだまだ立ち腐れの木がいっぱいありまして、はっきり言って我々にとっては、放っておけば腐るからいいわというようにしか見えないわけです。そういうものをちょっと利用していただければなと思います。

この木質バイオマスの利用設備の整備や供給体制の強化を図るとともに、地域密着型の小規模発電等への取り組みを、私は推進していただきたいと思っておりますが、このバイオマス発電の昨年度の具体的な取り組みを教えていただければ

ありがたいです。

鷹野林業振興課長 昨年度につきましては、まず木質バイオマス供給施設の整備支援といたしまして、国の交付金を活用し、木質バイオマス発電所に燃料を供給する事業者に対しまして、丸太などを木質チップに加工する移動式チップパーの導入に支援を行いました。

また、木質バイオマス利用施設の導入を促進するため、小瀬で開催しております森のフェスティバル等のイベントにおきまして、ペレットストーブの展示など、PRを行うとともに、ボイラーの導入を検討している事業者の皆さんに対しまして、専門技術者を派遣し、導入の可能性や必要な設備の提案などを行ったところです。

さらに、北杜市及び上野原市におきまして、未利用間伐材等の受け入れ集積に必要な林内作業車両や薪割り機の導入の支援を行いました。このほか小規模発電等に関する情報につきましては、幅広く収集しまして、県内の事業者の皆さんに対し、指導助言等を行ったところでございます。

流石委員 私は発電所にすごく興味がありまして、山梨にも導入したらどうかと思っております。

そのやさきに、6月か9月、知事がちょうどいらしたんで、知事にも質問したら、いや、余り安過ぎてなんて言って、これはちょっと話をしても無理かななんて思ったんですが、あえてまたここで挑戦してこのバイオマス、それからペレット発電、ペレットストーブ、これも推進していただければ、私はありがたいなと思っております。

次に、木質バイオマスの利用施設の導入状況がわかりましたら教えていただければありがたいです。

鷹野林業振興課長 まず、ボイラーの発電についてでございます。

昨年度末において県内で33施設、60基が導入されております。この5年間で13施設増加をしているところでございます。

33施設の内訳でございますが、ボイラーのみの施設が30施設、ボイラーと発電を併用している施設が2施設で、発電所が1施設でございます。ペレットストーブについては、同じく昨年度末において、約1,100基の導入がされておまして、この5年間で約600基ほど増加しているという状況でございます。

流石委員 私はこれがふえたということが、すごく喜びでありまして、自分でもストーブぐらいは入れてみたいなという気持ちが、今の発言で湧いてきました。身をもって体験してみたいなと思っております。

最後になります。この地球温暖化防止とか、維持可能な循環型社会を実現するためには再生可能な森林資源の利活用をさらに進めることが重要と私は思います。木質バイオマスのエネルギー利用のために、供給する森林資源の目標量はどのくらいなのか、その目標量、その達成の見込みを教えていただければありがたいです。

鷹野林業振興課長 木質バイオマスのエネルギー利用につきましては、やまなし森林林業振興ビジョンにおきまして、未利用間伐材や、先ほど言いました製材残材、低質材の合計値としまして、令和6年度の目標量を年間12万2,000立方としているところでございます。

平成30年度の利用量につきましては、約3万8,000立方という状況でござ

いますが、新たな需要先となります木質バイオマス発電が、昨年末12月に稼働しました大月のバイオマス発電に加えまして、南部町及び甲斐市においても整備が予定されておりますので、今後、目標量については達成できるものと考えております。

流石委員

大月のバイオマス発電ですか、それは私も存じております。今後ともこの立ち腐れの木を何とか再利用する、利活用する、そういう意味では、ぜひ進めていただきたいと私は思っております。今後の動向を見きわめていきたいと思っております。

(観光産業活性化の総合的な推進及びワインリゾート構想の推進について)

大久保委員

それでは、観光産業活性化の総合的な推進及びワインリゾート構想の推進ということで、成果説明書22ページ、26ページから幾つかお伺いさせていただきます。

山梨県は観光立県ということで、オリンピック・パラリンピック、そしてまたその後に向けて、観光産業の活性化、そしてまた観光誘客、観光消費額のアップ、もうこれは必須でありまして、どの自治体も誘客PR、どの県もいろんな策がある中で、知事もおっしゃっているように、付加価値をつけた観光産業の活性化により、自治体間競争を勝つ抜く必要があると思う中で、昨年度、地域経済の発展と雇用の創出を図るため、やまなし観光産業活性化計画に基づき、日本版DMOとして整備した公益社団法人やまなし観光推進機構によって、観光産業の生産性向上を図る取り組みを行ったという事業でありまして、その中の大きな1つに、観光戦略に基づく地域観光協会の取り組みの支援という報告がございました。地域観光協会の取り組み支援の具体策とその効果と課題、こういったものはどのように分析されておりますか、所見をお願いいたします。

落合観光企画課長

まず、取り組み支援の具体策といたしまして、地域観光協会が最新のデータ分析を取り入れた戦略づくりを支援するため、携帯電話の位置情報などを活用いたしまして、旅行者がどこから何時ごろに到着し、どのくらい滞在し、何時ごろに出ていくのかといったような情報を観光地ごとに提供するとともに、観光地ごとに、現在は知名度に乏しいのですが、もし知られていて、知られたならば行ってみたいと思う人が多いものは、どのようなものがあるのかといったような情報を提供したところでございます。

効果といたしましては、例えば石和温泉観光協会では、周辺の歴史文化資源なども活用する中で、歴史に興味のあるシニア層などをターゲットに、2021年の信玄公生誕500年に合わせ、武田二十四将をテーマとした観光地づくりなどを行ったところでございまして、さらにその具体的な成果といたしましては、このキャンペーンの期間中、OTA（オンライン・トラベル・エージェント）を通じたキャンペーンなどによりまして、売り上げが増加したというような成果が上がっておりまして、また、こうしたモデル事業につきましても、県として補助率2分の1、限度額100万円の助成を行ったところでございます。

今後の課題といたしましては、今こうした取り組みが観光客の皆様浸透定着していくためには、一定の期間が必要でございまして、効果があった事業、そうでなかったものをしっかり検証するとともに、関係者の理解を得ながら、継続的に事業をいかに安定的に続けていくかといったようなことが課題として上げられると考えております。

大久保委員

地域観光協会の取り組みへの支援が3件ということですか。山梨県の市町村、そしてまた市町村には必ず観光協会とか、そういったものがある中で、その3件が

選定された基準というものを、どういう選定で選ばれたのか、お伺いできればと思います。

落合観光企画課長 これにつきましては、こうした最新の数値、データ分析に基づく戦略づくりに意欲的な観光協会を募集しまして、その結果、平成30年度の場合は、甲府市、石和、山中湖の地域観光協会の皆さんが手を挙げていただいたということで御支援させていただいたという状況でございます。

大久保委員 あと、この事業主体が日本版DMO、やまなし観光推進機構により、今のいろいろな具体的な施策が行われてきたわけですが、やはりDMOはこれから将来的に大きなキーワードになるかと思えます。例えば旅行業もしながら、いろいろ行政サイドがやる部分プラスアルファでいろいろできる中で、今この事業主体である観光推進機構イコールDMOという位置づけで、このDMOが1年度取り組まれる中で、どのような取り組みと、またDMOという言葉に対する話が今ありましたけれども、どのように分析されましたか。

落合観光企画課長 こうした取り組みを続ける中で、新たなことでいいまして、最新のIoTの実績でありますとか、ビッグデータといったようなものをしっかり分析する中で、これを活用するというのが、今回の事業のみそでございまして、そういったものの集積を通じながら、いろいろな課題が明らかになってきたということがございますので、そういったものをしっかり蓄積する中で、今後のDMO経営に生かしていきたいと思っております。

大久保委員 続きまして、知事もワイン県ということでこのワインリゾート構想、そしてまた峡東地域ワインリゾート推進協議会という組織にも取り組まれる中で、今年度、ことしで一応このワインリゾート構想は最終年になるかと思うわけですが、事業が幾つかなされたわけですが、この取り組まれたワインリゾート構想自体の現在までの具体的な取り組みと課題並びに誘客の具体的な数値がどのくらい上がったかとか、もし分析されているのであれば、御所見をお伺いしたいです。

三井観光資源課長 まず、具体的な取り組みについてでございますが、先ほど委員のおっしゃったとおり、峡東地域ワインリゾート推進協議会におきまして、事業を実施してまいりました。具体的には、観光客と対面する地域の顔であります旅館、ホテル、または飲食店、タクシーなどの従事者等を対象といたしまして、県産のワインの知識を深めるための研修などを行いまして、地域を案内できる人材の育成を行ってきております。

また、ワインや食、自然景観の魅力を深く知っていただくため、JR東日本のお座敷列車を活用いたしましたワイン列車で宿泊型のモニターツアー等を実施してきたところでございます。

続きまして、課題についてでございますが、峡東地域につきましては、甲州ワインが国際的なコンクールで受賞するなど、品質が上がっております。また、昨年の5月には「ブドウ畑の景観」をテーマといたしました、ブドウ畑が織りなす風景が日本遺産に認定されるなど、知名度は着実に上がってきているものと考えております。

しかし、地域内の観光につきましては、日帰り観光が主となっております、観光客の滞在期間を延ばすことが課題となっているところでございます。

このため、今年度は地域内のワイナリー、交通、宿泊、飲食事業者等の横の連

携を図りながら、主体的に行う取り組みを奨励いたしまして、石和温泉に宿泊し、ワイナリーをめぐるとともに、ワインタクシーの利用を促進するなどの取り組みに支援を行ってきたところでございます。

また、冬期に集客が落ち込むことも課題となっております。そのため、ワイナリー、交通、宿泊、飲食業者が連携したモニターツアーを今年度中に行う予定でおります。

最後になりますが、具体的な誘客数ということでございますけれども、平成30年の観光入込客統計調査によりますと、峡東地域につきましては、入り込み客数が617万3,000人ございまして、前年の平成29年と比べますと75万8,000人増加しており、事業の効果があったものと考えているところでございます。

大久保委員 今、ワインリゾート構想の実効性のあるいろいろな対策、また事業をなされているということで、今年度は最終年度ということで、来年度以降、また発展的な、こういったものになる何かをお考えなのか、これを最後にお伺いしたいです。

鈴木委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔に速やかにお願いしたいと思います。

三井観光資源課長 先ほども申し上げましたとおり、このワインリゾート構想の事業は、観光入り込み客数の増加をもたらしたということで、大変効果があったと考えているところでございますので、構想は今年度で終わりますけれども、この効果を絶やすことなく進めていきたいと考えておりますので、今後も峡東3市を初めといたしました峡東地域ワインリゾート推進協議会の会員の皆様の御意見をいただく中で、今後どのようなことをしていくかということを検討してまいりたいと考えているところでございます。

大久保委員 最後に1点ですね。冬期、閑散期、繁忙期というのが、この旅行業協会にはありまして、台風だとか非常に壊滅的なダメージを受けている中で、ことし冬期、閑散期に向けた、また具体的な誘客に関して、最後1点お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

瀧本観光プロモーション課長 冬期の誘客につきましては、やまなし観光推進機構におきまして、JRやNEXCO中日本等と連携をしまして、首都圏主要駅やサービスエリア、商業施設などにおきまして、観光キャンペーンを昨年11月からことしの2月までかけて10回実施しております。さらにインターネット上で旅行商品を扱うOTA（オンライン・トラベル・エージェント）の楽天と連携をしまして、平成30年11月下旬から12月下旬までの1カ月間、山梨の温泉をテーマとしまして、ウェブキャンペーンも実施しております。

楽天のサイト内に特集ページを設けておりまして、11月から翌年の2月まで、3カ月間で予約された宿泊の実績は、前年度同期で14%増加しております。さらに、富士の国やまなし観光ネットにおきまして、昨年11月末から旬の情報を重点的に掲載しておりまして、クリスマスディナーや、ウィンタースポーツなどの冬期の情報を発信して、いろいろな媒体を使う中で、冬期の誘客に努めているところでございます。

大久保委員 いろいろな施策をとられているということで、今のこの秋の台風だとか、30億、35億とありますけれども、インバウンド、アウトバウンド、旅館のキャンセル、そしてまた土産物、飲食店、いろいろ私も聞いていますけれども、ともすれ

ば、それだけではきかないかなという気がします。閑散期で観光関連の方も一生懸命にまた知恵を出すことがあろうかと。またぜひフォローアップをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

(CLT工法等新技術の導入について)

杉原委員

それでは、主要施策成果説明書34ページ、説明資料の森の6ページにございますCLT工法等の新技術の導入についてお伺いいたします。

木材は再生可能な資源であり、カーボンニュートラルという特性を持つことから、多岐にわたる分野で木材の利用を拡大することは、持続可能な社会の実現に大きく寄与するものであると考えます。

CLT工法などの新技術の開発により、これまで困難であった中高層建築物の木造化が可能となり、木材の新たな利用分野として注目されているところです。

そこで、施策・事業の概要及び成果の欄に、CLT工法に関する建築士等への研修会を開催したとございますけれども、CLT工法の県内での施工実績の推移、そして今後の見込みについてお伺いいたします。

鷹野林業振興課長 施工実績の推移でございますが、県内において、これまで4件の建築物においてCLT工法が活用されているところでございます。

その内訳と施工時期でございますが、平成28年度は、米倉山太陽光発電所内の屋外休憩施設及び大月短期大学の校舎、平成29年度には、山中湖村内の木造建築の実証用住宅で、平成30年度に富士北麓公園屋内練習走路であります富士ウッドストレートとなっております。

今後の見込みでございますが、現在建設中のやまびこ支援学校及び葦崎市営の中田屋内運動場で、CLTを使用する計画となっております。

今後におきましても、引き続き研修会等を開催いたしまして、CLT工法等の新技術の導入につきまして、推進してまいりたいと考えております。

杉原委員

CLT工法の施工実績が多々あることがわかりました。その中で、今おっしゃられた県内で建設された建物において、CLTとして利用された県産木材の使用量について教えていただければと思います。

鷹野林業振興課長 実績ですが、先ほど御説明した4件のうち、山中湖村内の実証用住宅以外の3件につきまして、県産木材が利用されておりました、原木として約600立方の使用量となっております。

杉原委員

CLT工法は新しい技術であり、その普及はこれから本格化していくものであると考えております。

県外においては、中高層の木造建築物の施工事例も出てきておりました、引き続き本県におきまして、CLT工法の新技術導入を進め、建築分野における県産木材のさらなる利用促進をお願いして、私の質問を終わります。

(英語指導費について)

山田(七)副委員長 成果説明書79ページ、英語教育の強化、英語教育費についてお伺いいたします。

グローバル化が進み、外国語、特に英語の教育というものの重要性が叫ばれており、そのせいもあってか、来年度から小学生の英語の教科化というのが始まります。

また、教育環境の整備というものをしっかりと進めた中で、これからの少人数

学級とかがどんどん進んでいくことによって、知事のお言葉をかりれば、「あなたは東京で仕事をしてなさい、私と子供は山梨に行きます」というような形のことが現実味を帯びてくるという中で、この中学校の生徒の英語力の向上サポート事業というのを、私は進めていっていただきたい事業だとは思っております。

しかしながら、この義務教育の地域間の格差というものがあるのはならないとも私も思っております。本来であれば、全市町村における全中学校で行うべきと考えているんですけども、11市町村のみで行われております。どの市町村が取り組んだのか、または取り組まなかった市町村の理由をお伺いいたします。

中込義務教育課長 昨年度、県内の全市町村を対象に、中学生英語力向上サポート事業を開始したところ、英語検定受検の補助に取り組んだ市町村は11ありまして、都留市、北杜市、上野原市、中央市、市川三郷町、南部町、昭和町、西桂町、山中湖村、富士河口湖町、小菅村の11市町村教育委員会となっております。

取り組まれていない市町村の理由としましては、小学校の新学習指導要領によります外国語教育の全面実施に向けまして、ALTの配置の増加等への措置が優先的に講じられたことが理由として上げられております。

山田（七）副委員長 この導入市町村におけるこの中学校の英検の受検率が42%とあります。そして導入していないところも含めたこの県全体が32%、10ポイントほど上には行っているんですけども、導入した割に私はこの10ポイントというのは少ないなという思いがあるんですけども、どのような数値を目標にしたのか。またこのサポート事業の効果、この場合であればこの英検の合格率、これを導入したところ、県全体と比較した場合の合格率がどのような数字になっているのか、教えてください。

中込義務教育課長 中学校の卒業段階で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合を50%以上とする国の指標に基づきまして、県では中学校3年生の英検受検率としまして、50%を達成することを目指しておりました。サポート事業を導入している市町村教育委員会の平均の英検受検率は、先ほど御指摘がありましたように42%でありまして、導入していない市町村教育委員会に比べまして13ポイント高い状況でございます。

また、英検3級程度の英語力を有する生徒の割合も、導入していない市町村教育委員会に比べまして高い傾向がありまして、生徒の英語に関する興味や英語力の向上に効果があらわれております。

山田（七）副委員長 具体的なこの合格率、数値というものはお伺いできないのでしょうか。

中込義務教育課長 英検の3級の取得率でございますが、導入している市町村につきましては42%、これが導入率と同じになっております。非導入市町村につきましては、33.61%ですので、約9ポイント程度導入市町村のほうが高いという状況になっております。

山田（七）副委員長 続きまして、この英語教員の指導力向上のための高等学校英語担当教員を対象とした研修会を開催したとあります。私は同様に、中学生の英語力推進のためにも、中学生の英語担当教員の研修会が必要だと思われまます。また、この指導方法改善のための指導事例のホームページ、こういったところでも公開も当然のことながら中学でも必要だと思いますけれども、中学ではこういった取り組みはされていないのでしょうか。

中込義務教育課長 中学校におきましても、英語担当教員の指導力の向上を目指しまして、新学習指導要領に対応した指導方法について、実践的に学習する研修会を年間3回実施しております。

また、話すことや書くことの英語力の育成を目指しまして、指導事例を総合教育センターホームページで公開するほか、その具体的な指導方法を紹介する動画ですとか、評価問題等の教材をまとめたDVDを県内全ての中学校に配布をしまして、指導力、指導方法の改善の取り組みを進めております。

山田（七）副委員長 最後ですけれども、やっぱり私は教育に対する地域間格差というのは絶対にあってはならないという中で、全市町村、全中学校でこのサポート事業というものに取り組んでいただきたいと思います。そういった中で、この市町村に県がこれからどのようにこの働きかけていくのか、また今回のこの事業というものを踏まえた中で、今後の小学校、中学校、高校生、また英語の教員の英語力の強化にどのように反映させていくのか、お伺いして質問を終わります。

中込義務教育課長 中学校の英語力サポート事業におきましては、中学校3年生の英検受検率が50%に達していないという状況を踏まえまして、課題であります英語検定の受検率及び取得率の向上に向けまして本事業に取り組んでいない市町村教育委員会や学校に対しまして、英語教育推進に向けて指導助言を行いまして、取り組みの強化を図ってまいりたいと思っております。

さらに、小学校、中学校、高等学校における英語教育の連携を図りまして、合同研究授業の開催ですとか、教員の交流を促進しまして、児童生徒並びに教員の英語力の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

（国際トップセールス等海外プロモーションの推進について）

古屋委員 主要施策成果説明書の29ページ、国際トップセールス等海外プロモーションの推進について質問いたします。

御案内のとおり、本県の宿泊者数は196万1,000人余と、対前年に比べまして21.9%増となっており、昨年度は急激に伸びているわけでありまして。私は、この成果というのが、やはりトップセールスを初めとしたこの国際訪問関係の活動が、少なからずとも相手国のキーパーソン対策やら、そういったいろいろな取り組みの中であらわれていると思っております。外国人観光客の誘客や市場の開拓、この先鞭な取り組みに通じていると思っておりますが、まず質問の第1でありますけれども、昨年実施したインドネシア、ベトナム、フィリピンのトップセールスの実施内容はどうであったのか、まずお伺いしたいと思います。

小泉国際観光交流課長 インドネシアにおきましては、やまなし魅力説明会を行っております。また、現地輸入事業者や小売り事業者との商談、財閥系の優良企業や現地の航空会社との意見交換を行ってまいりました。

また、ベトナムにおきましては、トラベルセミナーを開催いたしました。そのほかに大学との意見交換や航空会社や現地の流通事業者との商談も行っております。

フィリピンにおきましては、現地大手旅行社への魅力発信、また国立農業大学校で行われております県内企業との共同事業の視察等を行ったところでございます。

古屋委員 そうした取り組みを行っているわけでありまして、訪問した際にはいろいろ

な方々とPRやキーパーソンとの面談をしているようですが、それらを行ったことによって、どのような成果が昨年度は生まれたのか、お聞きします。

小泉国際観光交流課長 フィリピンでございますけれども、ASEAN第2位の人口を擁しております。構成人口も若年層が多く、また親日派も多いということで、現在まだそれほど県内にお見えになっていただいておりますけれども、今後着実に伸びる市場だと考えております。

インドネシアまたベトナムにおきましては、ことし6月までの外国人の訪れていただいている数で見ましても、昨年度を大きく上回る観光客がお見えになっていただいているということで、成果があったものと考えております。

古屋委員

今おっしゃるとおり、東南アジアの経済成長は極めて著しくて、特にインドネシア、ベトナム、フィリピンの3国は、今後も人口が恐らく大きく増加し、さらに発展することが見込まれる国々であると思っております。そのためトップセールスの成果を生かして、市町村や事業者の方々と連携をして本県の一層の誘客を図るために、訪問後のフォローアップが特に私は重要だと考えております。

そこで、この3国について今後取り組んでいくわけでありまして、長崎県政における海外戦略、それらとどういう位置づけで取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

小泉国際観光交流課長 委員御指摘のとおり、トップセールス等を行った後のフォローアップというのは大変重要なことだと考えております。昨年訪問いたしました3国を含めまして東南アジアからは多くの観光客が現在も本県にお見えになっていただいております。それぞれの訪問客がSNS等で本県の魅力を発信していただいているという状況が続いております。

こうした状況を踏まえまして、今後これまで行ってまいりました情報発信や誘客活動のフォローアップといたしまして、来日していただいた外国人観光客の方たちが本県において安全安心に観光をしていただきながら、十分楽しんでいただくという受け入れ環境の充実を図ることにより、観光客の満足度の向上、それをフォローアップという形で行ってまいりたいと考えております。

古屋委員

ぜひそういったことを通じて、本県の魅力を継続的に発信して誘客数の増に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

(学力向上に関する取り組みの推進について)

それでは、次の質問に入ります。主要施策成果説明書の76ページ、77ページにかかわる学力向上に関する取り組み及びいじめ・不登校対策の推進について質問をいたします。

この質問でありますけれども、私は昨年9月に代表質問をやった関連もございまして、そういったところの部分を含めて、1年間を振り返ってみたいと思っております。

その第1点は、御案内のとおり2020年から小学校5・6年生の教科として外国語の授業が始まるわけでありまして、英語専科指導教員が配置されると聞いておるんですけど、英語専科指導教員の配置数について、まず伺いたいと思います。

中込義務教育課長 今年度は文部科学省の小学校英語専科指導のための配置事業によりまして、県下で27名の教員を専科指導教員として19市町村、87の小学校に配置して

おります。

古屋委員 配置されました英語専科指導教員のその取り組み状況というのは、どんな状況になっているのか、あるいはまた今後の取り組みについて、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

中込義務教育課長 県では全県の英語専科指導教員を対象にしまして、研修会を開催し、小学校英語教育の推進に向けまして、指導力の向上を図っているところでございます。今後につきましては、英語専科指導教員の拡充を検討するとともに、小学校新学習指導要領の全面実施に合わせまして、質の高い英語教育の実現を目指した研修会を実施してまいりたいと思っております。

古屋委員 先ほどの山田委員からも中学校関連を含めての英語教育の充実、あるいは取り組みについて質問があったわけでありまして、小学校も同様に本県でも先行的にやっているわけでありまして、教育県にふさわしい取り組みにぜひ力を入れてやっていただきたいと思っております。

(いじめ・不登校対策等の推進について)

次に、いじめ・不登校対策について、先ほど河西委員あるいは猪股委員からも質問がございましたけど、若干切り口を変えて、私から2点質問したいと思います。

1つは、公立小中学校における不登校児童生徒というのは、今や900人を超える児童生徒がいるようでありまして。県ではこのこすもす教室及び市町村の適応指導教室を、いわゆるここ一、二年、県が国の指導のもとで市町村へそういう事業を移しているようでありまして、その適応指導教室への支援は、どのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

中込義務教育課長 県ではこすもす教室、県内3教室を廃止する方針に伴いまして、不登校対策の中核的、広域的な支援のあり方について検討しているところでございます。具体的には、市町村の適応指導教室の運営方法ですとか、児童生徒への効果的な支援策などを共有するため、県と市町村及び関係機関とが一体となった不登校支援ネットワークを構築するほか、指導員に対する研修会の実施等について、検討しているところでございます。今後も市町村との連携を図りまして、不登校児童生徒の学習の補習ですとか、社会的自立を促すことのできる個に応じた切れ目のない支援を図ってまいりたいと考えております。

古屋委員 今年度はお聞きするところによりますと、都留市のところに、来年度は笛吹市の今ある施設が今度は市へ移るということですのでございますから、その辺についてはしっかり県が積極的に支えていくことが先ほどからの議論の中で感じるわけがあります。きょうは決算特別委員会ですから、それ以上のことは申しませんが、御努力いただきたいと思います。

次に、不登校対策についてお伺いします。

先ほどからいろいろ支援相談体制とか各委員から質問がありましたけど、私は体制の中でもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充、これは教育関係の諸団体からも充実を図っていただきたいというようなことがずっと要望で出ているわけでありまして、昨年度の状況というのは、どんな状況で取り組みを行ってきたのか、まずお伺いしたいと思います。

中込義務教育課長 県では、不登校の児童生徒に対しまして、専門的な知見に基づきまして一人一人の生活環境ですとか親子関係を的確に把握し、適切な支援を行えるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置、または派遣しまして、全ての公立小中学校をサポートできる体制の整備を進めているところでございます。

古屋委員 最後に、スクールカウンセラーの人数はどのぐらいいるのか、あるいはスクールソーシャルワーカーといわれる方々の人数は、今現時点では何人いらっしゃるのか、お聞きして質問を終わりたいと思います。

中込義務教育課長 スクールカウンセラーにつきましては、現在小学校で70校、中学校で80校に配置をしている状況でございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、11名を各教育事務所に数人ずつ置いているという状況でございます。

(子供の貧困対策について)

小越委員 子供の貧困対策について、子育て支援局関係に続いて教育委員会関係を質問します。

主要成果説明書81ページの奨学給付金について、全生徒に占める割合と、その成果について伺います。

廣瀬高校教育課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

割合につきましては9.4%でございます。奨学給付金の支給によりまして高等学校等への進学を望む生徒の就学機会の確保ですとか、負担軽減につながっていると考えております。

小越委員 9.4%、義務教育の就学援助としてちょっと若干低いかと思えます。公立全日制、例えば非課税ですと第1子が年間8万2,700円、月額にすると6,800円、第2子ですと、公立12万9,700円、月額1万円ちょっとです。修学援助がない高校におきまして、この奨学給付金はとても充実を図らねばならないと思っています。しかし、月額6,800円や1万円では、とても大変です。高校は部活があったり、通学費もかかります。この金額で進学、それから子供たちの貧困対策にとって、どのくらい賄えているとお考えでしょうか。

廣瀬高校教育課長 小越委員の御指摘の件でございますけれども、現状私どものほうでは、例えば入学準備サポート事業ですとか、そういう中で、いわば全国の中では先行的なサポートの支援事業等をさせていただいているところでございますけれども、委員御指摘の点、まだまだ十分ではないというような状況もございますので、今後また他県の状況等も研究をしながら進めてまいりたいと考えております。

小越委員 奨学給付金は国の制度ですので、だんだん少しずつ上がってはきているんですけども、まだまだとてもこれでは子供たちも充実した高校生活を送れないと思っています。また、対象者もとても狭いので、1割にもいかない。これでは多くの高校生が心配になります。

先ほど課長からもお話がありました。山梨県独自で始めた全国に先駆けてやっております入学準備サポート事業ですけど、この割合の成果については、どうお考えですか。

廣瀬高校教育課長 入学準備サポート事業でございますけれども、全体での割合につきましては、

9.9%となっております。入学準備サポート事業に関しましては、保護者からは大変心強いサポートであり、感謝をしているなどのお言葉をいただいております。経済的な負担軽減につながっていると考えております。

小越委員 全国に先駆けた特筆すべき入学準備サポート事業だと思っています。もちろんこの授業料が無料になる方々だとは思いますが、まだまだ金額が少ないと思っております。また、対象者も少なすぎます。来年度から始まります大学の給付型奨学金の基準も、ほぼこの世帯と同じでして、対象者がとても狭くなっています。県独自の奨学金制度、または国に要望するよう求めていきたいと思っております。

(中部横断道開通に伴う地域活性化の取り組みについて)

望月(利)委員 まず、先ほどもやりましたが、主要施策成果説明書の27ページ、中部横断道開通に伴う地域活性化の取り組みについてということで、観光部の部分でお聞きしたいと思います。

実は、11月4日に富士川町では町制10周年記念として、山車巡行というのが行われまして、その山車というのは、180年ほど前から江戸時代の富士川舟運の流れで、その薫りがしているというか、そういう影響を受けているということをお聞きしております。

角倉了以が1600年代に富士川舟運を開削して以来、江戸中期から明治まで、この山梨、そして信濃、塩尻というのは、塩が最後というような、長野県の塩尻とか、そういう由来があるということですが、その物流の中心、また文化の中心ということで、その流れがあるということがございます。

そして、私の住む富士川町というのは、紅葉や新緑など四季折々の景色が楽しめる大柳川溪谷、美しい自然があります。そして日蓮宗の総本山である身延山久遠寺、また和紙や印章など、本県を代表する伝統産業があります。南部の火祭りもあります。そういった伝統行事が継承されている中、豊富な観光資源がふんだんにあるということで、また手つかずの日本の原風景があるところでございます。

いいところがたくさんあるんですが、しかし、平成30年の観光入込客統計調査によれば、峡南地域を訪れる観光客は、本県全体のまだ6.5%ということでございます。さらには静岡県など東海地方からの本県への来訪者、全体の2割にとどまっているということでございます。

そこで、峡南歴史・文化ツーリズム構想に基づき、県では富士川地域歴史・文化ツーリズム推進会議を取り組んできたことと承知しておりますが、昨年度の推進会議でどのような活動を実施したのか、まず伺います。

三井観光資源課長 県では、神社仏閣、伝統工芸等の歴史文化を核といたしまして、地域の温泉や自然景観など、資源を活用した事業を実施してまいったところでございます。

具体的には、峡南地域の神社仏閣など、歴史・文化のスポットなど、または自然を散策するコースを設定いたしまして、ガイドマップを作成し、地域を周遊する事業を実施いたしました。

また、地域内の温泉施設に呼びかけまして、富士川湯めぐり倶楽部というものを結成いたしまして、「御湯印めぐり」というものを実施したところでございます。

望月(利)委員 さまざまな事業を仕掛けていただいていること、本当に感謝を申し上げますが、この事業を実施したことによって、どのような成果があったのかということをお聞かせください。

三井観光資源課長 まず、先ほど申し上げました富士川湯めぐり倶楽部というものを結成いたし

まして、峡南5町11施設に参加をいただきました。そこで4,015名の観光客の方が温泉施設を利用いたしまして、そのうち11施設全てに入浴された方が216名。そのうちの132名が静岡県などの県外在住者ということで、県外の方の来訪に効果がありました。

また、平成30年の観光入込客統計調査によりますと、峡南地域を訪れた観光客は、昨年度に比しまして21万人増加しております。事業の効果があったものと考えております。

望月（利）委員 21万人の増加ということで、さまざまな仕掛けの種をまいていただいて、だんだん芽が出てきていただいているということで、手を緩めずにやってほしいなという思いでございます。

最後になりますが、来年は東京オリンピック、そして中部横断道の全線開通ということでございます。多くの観光客にもっともっと峡南地域に来ていただきたいということで、特色ある観光地づくりをさらに進めてほしい、その必要があると考えています。県では今後どのような事業を展開していくのか、お聞かせください。

三井観光資源課長 委員御指摘のとおり、特色ある観光地づくりは重要であるとの認識のもと、大学などと連携しまして、峡南地域の食のブランド力の向上のため、既存商品の改善から新商品の開発など、食の魅力向上を図る取り組みを行いまして、また今年度はあけぼの大豆の収穫体験ツアーを実施しましたが、峡南地域に点在する観光資源を結びつける体験ツアー等の造成を支援するなど、特色ある観光地づくりを目指すとともに、地域の事業者との連携、または一層の誘客や滞在時間の延長などを進めてまいりたいと考えております。

望月（利）委員 食のブランド力ということ、また地域の名産をさらに磨いていただけるということで、関連するような質問ですが、次の質問に移ります。

（やまなしブランドのPR推進について）

今おっしゃっていただいたように、多くの観光客が、食に高い期待感を持っています。また食が観光行動を支えるサービスの一つというのは、言うまでもありません。その土地ならではのローカルフード、これを食べにいきたいというのは、観光の目玉になりつつあります。

今、話があったとおり、峡南地域ではユズやあけぼの大豆、大塚にんじん、また甲州あかね鱒とかラフランスなんかも名産として、今盛り上がっております。体験イベントなんかで、観光客がかなり県外から来ていただいているということでございます。

そこで、成果説明書29ページにある食をテーマとした情報発信サイト水と太陽のレシピということですが、これは県内各地の自慢の食材に光を当てた事業と承知していますが、この事業はどのような効果があったのか、お聞かせください。

瀧本観光プロモーション課長 この事業におきましては、本県の豊かな食材をテーマにしたウェブサイト水と太陽のレシピを核としまして、情報発信を行っております。このサイトへのアクセス数は、平成29年度が約18万4,000件、平成30年度が約27万6,000件となっております。本サイトからの情報発信が広がってきております。

本サイトに掲載されました宿泊施設や飲食店へのアンケート調査におきましては、サイト掲載を通じて、集客効果があったという声をいただいております。

誘客について効果があったと考えております。

望月（利）委員 ウェブサイトの情報発信や本県の集客効果というのはわかりましたが、事業内容に対する予算規模は適切であったか、お伺いします。

瀧本観光プロモーション課長 本事業の3年目の平成30年度におきましては、決算額が2,200万円ございまして、内訳としましては、ウェブサイトへ掲載した8本の記事の企画取材スチール撮影などの制作費としまして800万円、ウェブサイトのサーバーなどの維持管理費として300万円、ウェブサイトで公開した動画の制作費として100万円、既存ページの改修として200万円、ウェブ広告やSNSでの情報発信に係る経費としまして300万円、その他雑誌とのタイアップなどのプロモーションも行っておりまして、それが500万円となっております。年間を通じましてストーリー性のある記事や美しい動画などをウェブサイトで発信するとともに、人気の雑誌などとタイアップしたプロモーションを複数回実施しておりまして、本県の魅力を広く発信しました。アクセス数の大幅な増加など具体的な事業効果もあらわれておりまして、事業内容に対する予算規模は適切と考えております。

望月（利）委員 本県のすぐれた地域資源である食材の魅力を、さらに広く発信してもらう、これに期待しながら、2,200万円ということで、契約方法が随意契約であるということ承知していますが、その理由はなぜかお聞かせください。

瀧本観光プロモーション課長 この事業は、事業開始年度であります平成28年度に公募型のプロポーザルを実施いたしまして、最もすぐれた提案を行った日本旅行甲府支店と随意契約を締結して業務を委託しました。その後、本県を4つの地域に分けて、複数年度にわたってプロモーションを進めてございまして、平成29年度以降の実施に当たりましては、限られた予算の中で、ウェブサイトの構築、維持管理などの固定費の抑制を図ること、ウェブサイト以外の新たなプロモーションに多くの経費を振り分けたいこと、ウェブサイト水と太陽のレシピのクオリティを維持しまして、地域ごとの統一感やストーリー性を確保するため、企画内容を熟知した当初の業者と随意契約をして、事業を進めているものでございます。

望月（利）委員 随意契約を問題視する社会風潮の中、今の説明で逆に予算、コストというのは下がって、そして同じような一連のイメージでその情報発信できるということがよくわかりました。さらに峡南地域、その観光を含めてさまざまな盛り上げをしていただきたいことをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

以 上

決算特別委員長 鈴木 幹夫